

2 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり	2-2
第1節 都市の防災構造の強化	2-2
第2節 災害防止施設の整備	2-8
第3節 ライフライン関係施設の整備	2-13
第4節 交通関係施設の整備	2-22
第5節 その他災害の予防計画	2-24
第2章 災害応急活動への備えの充実	2-26
第1節 情報収集・連絡活動	2-26
第2節 災害応急活動体制	2-28
第3節 消防及び医療活動	2-31
第4節 緊急輸送活動	2-35
第5節 被災者等への的確な情報伝達活動	2-38
第6節 避難収容活動	2-39
第7節 孤立集落対策	2-48
第8節 帰宅困難者への対応	2-50
第9節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	2-51
第10節 自発的支援の受入れ	2-54
第11節 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動	2-55
第12節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	2-57
第13節 教育対策	2-58
第14節 災害復旧・復興への備え	2-61
第15節 防災訓練及び防災要員の教育	2-62
第16節 南海トラフ地震防災対策推進計画等の推進	2-65
第3章 市民の防災活動の促進	2-68
第1節 防災知識普及計画	2-68
第2節 自主防災組織等整備計画	2-70
第4章 事業継続計画(BCP)の策定	2-73
第1節 事業継続の取組推進	2-73

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災構造の強化

第1 防災拠点の整備

【危機管理課】

1 防災拠点エリア

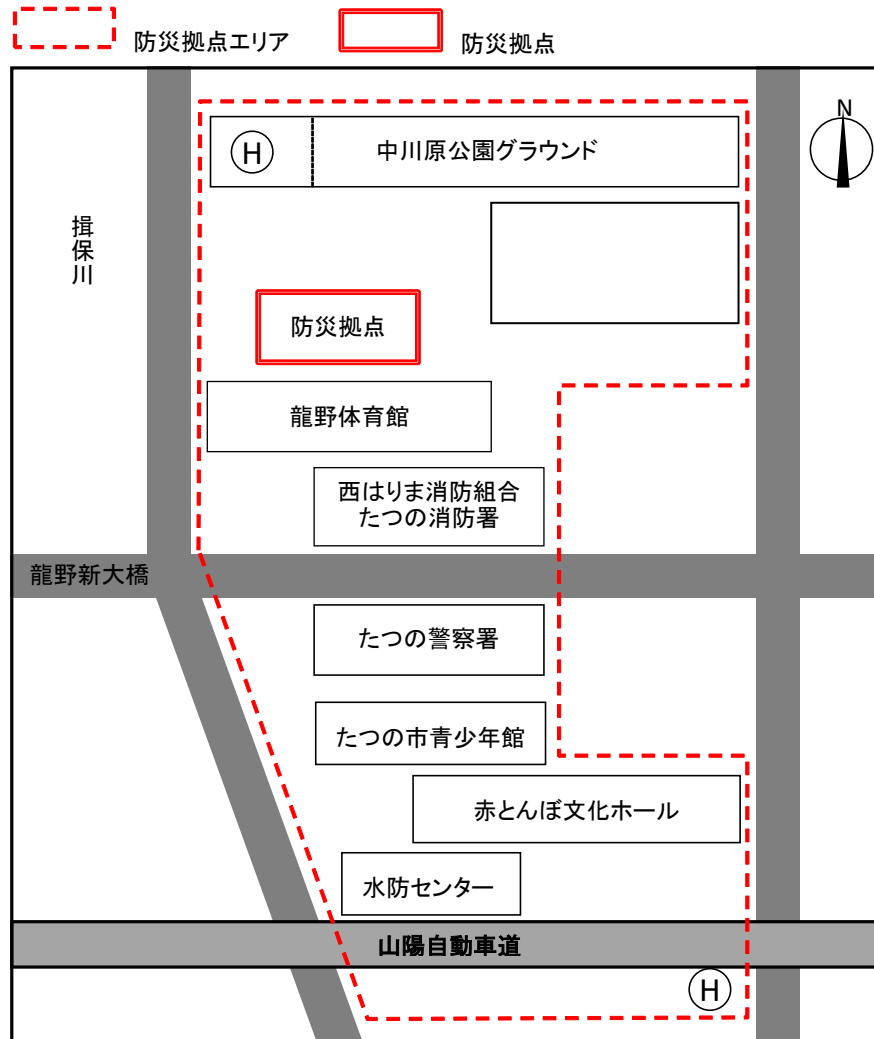
本市においては、防災拠点を核とし、市役所、西はりま消防組合たつの消防署、中川原グラウンド及び赤とんぼ文化ホール等の活用と連携を図り、これらの施設と周辺地域を一体的に防災拠点エリアとして位置付け、危機管理体制を充実する。

2 防災拠点エリアの機能

本市の防災拠点エリアは、大規模な災害発生に備えて、以下のような機能を持つよう整備に努める。

1	生活必需物資 備蓄・配送機能	- 被災者用の生活必需物資として、保存食、毛布などを備える。 - 大規模な災害発生時には、流通備蓄物資を被災地へ配送する輸送拠点とする。
2	災害対策 管理機能	災害対策本部の設置や防災通信システムを備えた市役所庁舎が総合的な指揮管理機能を担う。
3	消防部隊 運用機能	緊急消防援助隊の集結などによる参集応援部隊については、被災者の状況及び被災規模に応じた部隊編成を一元的に行うため、西はりま消防組合たつの消防署が司令機能を担う。
4	救援物資 集積・搬出機能	- 他の地域から寄せられる大量の救援物資の一時保管場所として集積するスペースとする。 - 緊急時の輸送等は、ヘリポート離着場を併設した拠点として一体的な活用を行う。
5	応援機能 参集機能	- 被災者数及び災害規模に応じて、他の地域からの救援・救護活動等に派遣された応援機関が参集し、一体的な活動を行う拠点となる。 - 水防センターには、災害時の応急対策について即時対応ができるよう必要な用度資材を備える。

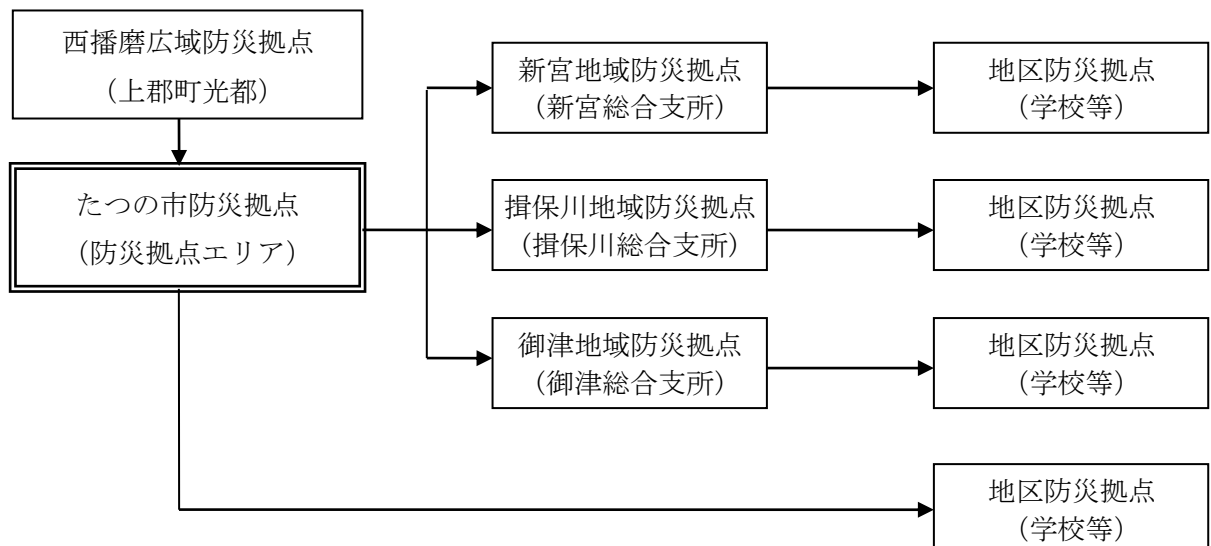
3 防災拠点エリア及び防災拠点



4 地域防災拠点と地区防災拠点

災害時において地域の救援、救護、復旧活動の拠点となる新宮・揖保川・御津総合支所を地域防災拠点として位置付ける。

また、日常時は、コミュニティ形成の場であるが、緊急時には市民の避難と救援の拠点として機能する学校施設、公民館、公園などの施設を地区防災拠点に位置付ける。



第2 都市防災計画

【都市計画課・建設課】

都市防災においては、秩序ある市街地の形成、防災空間の確保、防災機能を備えた道路の整備、建築物・都市施設の不燃化の向上等、総合的かつ面的な都市環境の整備、防災対策の改善を積極的に図り、都市防災機能を高める。

本市には、古い町並みの旧市街地と、小規模開発が連続してスプロール的に形成された市街地があるが、どちらも都市基盤整備の遅れていた地域であり、秩序ある市街地の整備を図る必要がある。

防災的見地から地域の現状と課題を踏まえ、今後とも既成市街地の再整備を計画的に進める。

1 秩序ある市街地の形成

1	都市計画マスタープランに基づき計画的な都市づくりを推進し、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の向上を積極的に図ることで、都市の防災化を進める。
2	既成市街地及びその周辺のスプロール化を防止し、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、秩序ある市街地の形成を図り、都市の防災化を進める。

2 防災空間の確保

公園・緑地、広幅員道路の整備等により延焼遮断帯、避難場所、救援活動等の通行路等としての機能を果たす防災空間を確保する。

3 道路網の整備

国、県等の協力のもと、幹線道路（国道、県道等）、補助幹線道路（幹線市道）及び一般市道を有機的に連携させ、避難、救出・救助、救援等の防災機能を高めるよう計画調整を図り、その整備を推進する。

第3 建築物災害予防計画

【都市計画課・各施設所管課】

災害によってもたらされる建造物の災害を予防し、被害をできるだけ少なくするための耐火性、耐震性のある建造物の建築促進を図るとともに、防災施設の拡充を行う。

本市には老朽木造住宅のほか、新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）以前の中規模建築物も点在しているため、「たつの市耐震改修促進計画」に基づく取組を進めるとともに、改正された耐震改修促進法に準じた計画への更新を図るなど安全な市街地の形成を進める。

1 住宅・建築物の地震等に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を図るため、相談体制の整備とともに、自治会等との連携により啓発活動を進める。

1	相談体制の整備	住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、相談窓口を開設し、住宅の簡易耐震診断や市及び県の補助事業の相談に応じる。
2	自治会等との連携	住宅・建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であることから自治会等の自主防災組織等と連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

2 関係団体との協力

建設業協会、建築士会、建築士事務所協会等関係団体と協力して建築物の耐震化について普及啓発活動を行うとともに、相談会の実施や耐震診断、改修など、安全性の向上に関する取り組みに努める。

3 建築物等の耐震化の推進

建築物等の耐震化については、国・県の耐震改修促進の目標を踏まえ、「たつの市耐震改修促進計画」に掲げる耐震診断及び耐震改修の目標を達成するため、公共施設や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、要緊急安全確認大規模建築物や避難路沿道建物などを重点に一般建築物の耐震性強化を促進する。

(1) 公共施設等の耐震化

市は、災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の市有施設について、改築改修工事等を計画的かつ効果的に行う。

(2) 一般建築物耐震化の促進

民間住宅、事業所等の一般建築物については、新耐震設計基準が施行される以前の建築物について耐震診断及び耐震補強工事を促進する。

特に、不特定多数の者が利用する建築物及び被災者が利用する建築物のうち一定規模以上のものや、避難路沿道建築物、一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場については、耐震診断が義務化されたため、耐震診断の実施と、結果に基づく耐震補強工事等の対策の実施を促進する。

4 公共施設対策

(1) 防災上重要な建築物の指定

市は、関係機関の所有施設のうちから応急対策の重要性、有効性、地域特性などを考慮し、特に防災上重要と思われる建築物を以下のとおり指定する。

1	避難誘導、情報伝達、救助等の防災業務の中心となる市庁舎、消防署等
2	被災者の避難所
3	その他、特に市長が必要と認める施設

(2) 老朽建築物の耐震改修及び改築促進

1	地震災害発生時における避難、救護、応急対策活動等の拠点となる防災上重要な建築物の耐久性及び耐火性の強化を図る。
2	新耐震設計基準（昭和 56 年）に適合しない建築物については、耐震診断及び耐震改修を促進する。
3	老朽化の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、改築を促進する。

(3) 学校施設の整備

災害時における児童・生徒、教職員の安全を確保するとともに、被災者の避難所として以下のような整備を図る。

1	校舎等の耐震性の確保	新耐震基準(昭和 56 年)導入前に建築された校舎等については、平成 30 年度に耐震補強工事が完了する予定である。今後は適正な維持管理に努める。
2	設備・備品等の安全管理	コンピュータ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を強化するとともに、児童生徒等、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。
3	避難所機能の充実	施設の改築、大規模改修等に併せて、段差解消、スロープ設置、洋式トイレ化、ユニバーサルトイレ等を整備し、避難所機能の充実に努める。

5 転倒、落下物対策

ブロック塀による危険回避のための広報を行い、生け垣・フェンス等への改修に努める。
また、市民や建築物管理者に対して、以下の落下物等を防止するための指導、広報に努める。

1	ビル落下物	窓ガラス、外壁タイル・モルタルなどの外装材、エアコン室外機、屋外広告物、高架水槽
2	屋内落下物	照明器具、家具、棚上の荷物

第4 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

【各施設所管課】

洪水・津波による浸水想定区域や土砂災害が想定される区域においては、市が自ら管理する庁舎等の重要公共施設における対策について定める。

市が自ら管理する庁舎、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、以下の事項に配慮して対策を定める。

なお、災害発生に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の避難に要する時間を配慮する。

1 各施設に共通する事項

1	洪水・津波警報等の入場者等への伝達
2	応急対策を実施する組織の確立
3	入場者等の安全確保のための退避等の措置
4	施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
5	出火防止措置
6	消防用設備の点検、整備
7	非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
8	防災訓練及び教育、広報

2 個別事項

1	病院、診療所等にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講じる。
2	避難の安全に関する措置を講じる。(児童、生徒の保護者への引渡方法)
3	学校等に保護を必要とする児童等がいる場合、これらの者に対する措置を講じる。
4	社会福祉施設にあつては高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を講じる。
5	市民の避難場所となる施設についての受入方法等の措置を講じる。

第2節 災害防止施設の整備

災害に強いまちづくりを進めるため、国土保全事業等を総合的・計画的に推進するとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

第1 河川・海岸防災計画

【姫路河川国道事務所・県龍野土木事務所・建設課・農林水産課】

災害による二次災害を予防するため、堤防、護岸等の整備を図る。また、海岸部における津波の被害を防止し、もって被害を最小限に食い止め、人命、財産の保全に努める。

1 一級河川改修事業・・・国土交通省直轄管理

揖保川、栗栖川、林田川、元川、中川

揖保川の改修事業は、揖保川水系河川整備計画（H25.7）（国管理区間）に基づき、過去の洪水の発生状況、流域の重要度、これまでの整備状況等を踏まえ、揖保川の長期的な治水目標である「揖保川水系河川整備基本方針」（平成19年3月策定）で定められた目標に向け、上下流及び本支川バランスを踏まえた段階的な整備により、洪水等による災害の防止及び軽減を図ることを目標としている。

河川整備計画に定める河川整備の実施にあたっては、特に上下流の治水安全度バランスを考慮しつつ堤防整備、河道堀削、横断工作物の改修等を計画的・効率的に推進している。

これにより、流域で甚大な被害が発生した昭和51年9月の洪水と同規模の洪水が発生した場合でも、家屋浸水被害の防止又は農地等の浸水被害の軽減を図ることが可能となるとともに、平成21年8月の洪水に対しても浸水被害の軽減が図られる。

2 一級河川改良事業・・・兵庫県管理

林田川、栗栖川、山根川、中垣内川、古子川、小犬丸川、十文字川、札楽川
善定川、福原川、篠首川、上笹川、馬路川、前川、瀬戸川、西瀬戸川

市内の一級河川のうち林田川は、昭和61年3月に完成した安富ダムにより洪水調節を行える河川であるが、他の河川の大半は、原始的蛇行河川のため、昭和47年7月の集中豪雨で揖西町の古子川及び小犬丸川が全域にわたり護岸が崩壊した。また、昭和49年7月の台風8号による集中豪雨で揖西町の中垣内川、新宮町の栗栖川が堤防決壊、橋梁流失等大きな被害を受け、全面改修が必要となったため、災害復旧助成事業により改修した。そのほか、昭和51年9月の台風17号により連続雨量が704mmに達し、平野地区の国道179号が決壊等の被害や、揖西町の古子川の上流（新宮地内）が被害を受けたが、災害復旧事業として改修が完成した。

山根川は、引続き用地取得を行い、改修工事を進める。更に、馬路川については、平成18年に国土交通省により排水機場のポンプの改良及び水中ポンプが整備され、平成21年には県がパラペットによる堤防嵩上げ工の整備を完了している。

3 二級河川及び準用河川改修事業・・・兵庫県管理、市管理

1	二級河川：県管理	角亀川、獄ノ尾川、長谷川、二ノ谷川、中ノ下タ川、大谷川、岩井谷川、保草谷川、富島川、大川
2	準用河川：市管理	平田川、長尾川、中谷川、前川、山根川、古子川

本市の管理河川のうち準用河川（河川法第 100 条第 1 項）は、平田川（長尾）、長尾川（長尾）、中谷川（小犬丸）、前川（竹原～龍子）、山根川（大住寺、島田、日飼）、古子川（寄井）の 6 河川を指定している。

上記 6 河川の中で前川は、年次計画を策定し、現在、改修工事を進めている。また、山根川については、県の事業、周辺開発状況との整合性を図りながら逐次改修を予定している。

富島川は、過去、高潮時に大きな被害を及ぼした河川であり、現在防潮水門、排水ポンプが整備され、上流部の整備はほぼ完了している。

4 普通河川改修事業・・・市管理

市内の普通河川は、ほとんどが石積や自然護岸が多く、その流末はそれぞれ、1 級河川又は準用河川に流入している。

近年では、平成 16 年 9 月の台風第 21 号や平成 21 年 8 月の台風第 9 号で、兵庫県下に大雨を降らせ、被害を受けた普通河川は災害復旧工事として改修してきた。

今後も、災害により崩壊した箇所や、崩壊のおそれのある箇所については、計画的に改修を行う。

5 海岸施設の整備

本市の海岸線は 11.284km あり、室津漁港、岩見漁港、新舞子海岸などの漁村地域、観光地域を有している。

- ・建設海岸（国土交通省姫路河川国道事務所）4.824km
- ・漁港海岸（農林水産省水産庁所管）6.460km

今後、災害のおそれのある地域について高潮対策事業、侵食対策事業、局部改良事業を計画し、整備に努める。

事業名		事業所管	事業内容
1	室津防潮堤改修事業	兵庫県	緊急に維持・補修すべき水門等の修繕等
2	岩見防潮堤改修事業	たつの市	岩見漁港内フラップゲートの改修等

6 たつの市防災マップ（ハザードマップ）等の更新

市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として図面等にまとめた「たつの市防災マップ（ハザードマップ）」を令和 2 年度に更新し、全ての各世帯に配布している。今後、本マップの活用方法等市民への周知の徹底を図る。

7 河川・海岸の監視計画

市内の越水・溢水・津波等が起こり得る河川等重点注意箇所に、平成23年度、河川等監視カメラを市内に6か所整備している。また、令和元年に2か所増設し、洪水・津波被害対策として、河川等監視カメラによる監視を行い、市民への周知を図る。

監視河川・海岸	監視区間	設置場所
(1) 揖保川	兵庫県流域下水道水管橋付近右岸	新宮町香山（平見）
(2) 林田川	市末政中継ポンプ場より無堤右岸	龍野町末政
(3) 山根川	市東水源地より下流部	龍野町日飼
(4) 前川	土師南山調整池より護岸	揖西町南山
(5) 馬路川水系	ひばりヶ丘南西水路付近	揖保川町片島
(6) 御津海岸	新舞子浜付近	御津町黒崎
(7) 浦川(半田用水)	門の外会館付近	龍野町門の外
(8) 室津漁港	室津センター付近	御津町室津

第2 津波災害対策の推進

【姫路河川国道事務所・県龍野土木事務所・県姫路農林水産振興事務所・農林水産課・農地整備課・建設課・下水道管理課・下水道施設課】

南海トラフ地震は、今世紀前半にも発生するおそれがあり、発生した場合には、非常に広域で甚大な被害が予想される。東海地震による被害と比較しても、特に津波による大きな被害の発生が想定される。

このため、海岸堤防や河川堤防等の津波防災施設の耐震点検や補強を行う等、必要な施設整備を計画的に着実に進めておく必要がある。

河川、海岸、 港湾及び漁港 の 管 理 者	施設整備の方針	
	1	・津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、堤防等の計画的な補強・整備、水門等の自動化・遠隔監視等の施設整備を推進する。
	2	・津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や水門等の閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行う。 ・水門等の閉鎖手順を定めるに当たっては、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。
	3	・津波が発生した場合は、直ちに水門等の閉鎖を行い、これが工事中の場合は工事の中断等の措置をとる。 ・内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の整備、点検その他所要の整備を行う。
	4	・操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で水門等を開放する必要がないときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努める。

第3 山地災害予防計画

【県龍野土木事務所・県光都農林振興事務所・農林水産課・建設課】

風水害、地震等によって引き起こされる自然災害（山腹崩壊、崩壊土砂流出、急傾斜地の崩壊、土石流危険渓流等）については、発生 の 時期、規模等の予想が困難なため、人的被害の防止に重点を置き、普段から危険区域箇所を中心にパトロールを実施し、危険箇所の点検整備を図ることにより被害を未然に防止する。災害の発生が予想される場合は、市民を安全な場所に避難させることにより被害を最小限にとどめるよう努める。

1 急傾斜地崩壊危険箇所等の現況

本市は、山地が市域の約43%を占め、地形は急峻で不安定な地質条件のところが多く、加えて梅雨期又は台風期において、集中豪雨等により自然災害を受けやすい環境にある。

一方、防災施設は、山腹の崩壊や土石流等の発生により、人的、物的に被害を受けるおそれのある急傾斜地等の危険区域の整備が急務となっている。

参照	別表－9	急傾斜地崩壊危険箇所
	別表－10	山腹崩壊危険箇所
	別表－11	崩壊土砂流出危険箇所
	別表－12	土石流危険渓流

2 土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害防止法の改正により、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊や土石流などの土砂災害のおそれがある区域）のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域を、兵庫県が土砂災害特別区域に指定する。

参照	別表－45	土砂災害特別警戒区域指定箇所
----	-------	----------------

3 予防対策

1	防災気象知識の普及・向上	市職員及び市民に対する防災気象知識の普及・向上を図るとともに、防災気象情報の早期収集と広報の充実に努める。
2	危険箇所のパトロール等	梅雨、台風期及び大雨が予想されるときは事前に、また地震が起きたときは直ちに崩壊危険箇所を中心に防災パトロールを実施し、市民にがけ崩れ等の危険の周知徹底と防災知識の普及を図る。
3	危険箇所崩壊防止工事の推進	市内における急傾斜地等の危険箇所の実態を把握し、特に危険度が高く、保全人家戸数の多い箇所から計画的に山腹工、えん堤工、谷止工、護岸工、土留工、植栽工等を行い、災害を未然に防ぐよう努める。
4	情報の収集及び気象警報等の伝達	災害の発生するおそれがある場合、大雨注意報、大雨警報等が発令された時は、連絡を密にし、関係機関との情報の収集、気象警報の伝達を図る。

5	避難体制の確立	山地崩壊等の発生するおそれがある箇所については、迅速かつ適切な避難の指示、伝達方法、その他必要な事項についての避難計画の確立に努める。
6	山地災害防止事業の推進	山地における土砂災害を未然に防止するため、治山・治水事業及び一般造林事業を推進し、山地の保護培養を図るとともに、森林の緑地化を推進する。
7	災害防止事業の推進	・山地災害の発生を未然に防止するため、森林の乱伐を防止し、肥料木を混植して林地の肥培管理を図る。 ・地震、集中豪雨、台風等によって引き起こされる崩壊の危険性の高い山地においては、治山事業を実施する。 ・地震等によって発生した崩壊地等は、復旧治山事業等を実施することにより森林の復旧を図る。

第4 ため池予防計画

【県光都農林振興事務所・農地整備課】

市は、風水害、地震等によるため池に関する被害を最小限にとどめ、堤体の決壊等による二次災害防止に努めるために、危険地域の点検指導と災害に強いため池の整備を図る。

警戒ため池（重点整備ため池）とは、0.5ha以上の農業用ため池であって、老朽度、耐震性及び下流への影響度を勘案し、優先的に整備を行うため池で、市内には9か所ある。今後とも施設の改善など適切な予防措置を継続的に行う必要がある。

参照

別表－13 警戒ため池

1 管理者の設置

ため池に管理者を定め、常時適正な管理に努める。

2 連絡網の確立

ため池管理者は、緊急時に備え、下流住民、市役所、警察署、西はりま消防組合たつの消防署、地元消防団への連絡体制を整え、直ちに連絡できるようため池の監視員を決める。

3 防災意識の高揚

市民の防災意識を高め、ため池の管理上必要な知識及び応急措置の方法等について、指導及び普及に努める。

4 応急資材等の点検・整備

地震発生後、ため池の漏水等危険な状態となった場合、迅速に応急の処理をするため、必要な応急資材（土のう・杭・ビニールシート・縄）を平常時から準備するよう指導する。

5 ため池の漏水箇所の調査及び点検

ため池管理者は、定期的に漏水、崩壊等を巡視し早期発見に努める。

6 危険なため池の改善

ため池の改修時には、適切な耐震性を有するよう設計において地震等の影響を考慮する。

第3節 ライフライン関係施設の整備

ライフライン関係機関は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。

第1 上水道施設予防計画

【上水道課・西播磨水道企業団・播磨高原広域事務組合上下水道事業所】

市及び関係機関は、災害による給配水施設の被害を軽減し、かつ飲料水を確保するため、平常時から浄水施設をはじめ、送水管、幹線配水管等の水道施設を整備点検し、常時円滑に配水できるよう対策を講じる。

なお、水道諸施設の被害の実態に応じて適切な送水を行えるよう、配水池に地震等による揺れや、水道管内の水圧の急激な変化を感知し、弁が自動で閉ることで配水池内の水道水の流出を防止し、配水池内にある水道水を活用する緊急遮断弁の設置など平常時から対策を講じる。

参照

別表-31 水源地等一覧

1 水源地、浄水場施設の点検

電気・機械設備の点検及び補助機器等（ディーゼル機器）の点検整備を図る。

2 給配水施設の点検

配水管等の給配水施設について、常に漏水調査を行う。市内送水量及び市内水圧等を常に把握し、事故の早期発見に努める。

3 給水用機器の整備点検

災害時における給水施設の被害により一時的に送水不能、あるいは飲料水の汚染等により飲料に適する水を得ることができなくなる事態に備えて、平常時から給水タンクの点検整備及びポリ袋等の備蓄を行う。

4 水道施設の耐震性強化

耐震性の高い材料の使用を推進し、水道施設の耐震性の強化を図る。

5 資材の備蓄

災害で被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう平常時から一定量の復旧資材を備蓄する。

6 非常用資材の備蓄

非常時に対応できるポリ袋（6 リットル）を計画的に備蓄し、緊急時に備える。

第2 下水道施設予防計画

【下水道管理課・下水道施設課】

市は、洪水等の災害から下水道施設の被害を最小限にとどめ、生活排水の排除や雨水排除など下水道機能を確保し、水質汚濁の防止と都市機能、生活環境の保全に努めるため、予防措置を講じる。本市の下水道施設等の整備状況は下表のとおりである。

下水道施設等整備状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）

種別	下水道（雨水）	下水道（汚水）	農業集落排水 処理施設	コミュニティ プラント
計画面積	840ha	3,392ha	570ha	6ha
下水管渠	54km	685km	89km	
ポンプ施設	1 か所	114 か所 (マンホールポンプ)	51 か所 (マンホールポンプ)	4 か所 (マンホールポンプ)
処理施設	－	5 か所	10 か所	1 か所

上記の表のほか、国土交通省から委譲された揖保川、林田川への排水樋門や、平成 23 年度に完成した半田神部中央雨水幹線の本條取水ゲート及び山津屋放流ゲート等がある。

なお、雨水幹線上に設置してある農業用水の取水、分岐等の樋門については、地元水利管理者が所有、管理しているものであるため、市で改築後も協定、口頭委任などにより地元水利管理者に維持管理を一任している。

参照

別表－15 認可雨水幹線及び用水樋門一覧

資料－27 半田神部中央雨水幹線操作要領

1 下水道施設の整備

災害による下水処理施設及び汚水、雨水幹線の管渠等の被害を最小限にとどめ、また、被災後、速やかに機能復旧できるように、長寿命化計画や既存施設の耐震化等の整備計画を策定し、計画的に整備を進める。

2 下水道施設の維持管理

下水道施設は、定期的に巡視及び点検を実施し、常に健全な状態の維持管理に努める。

3 非常用資機材の準備

災害時の電力供給停止や冠水による機械電気設備の故障に備え、非常用排水ポンプや自家発電機等を準備する。また、管きよやマンホール等の下水道施設が損傷し、土砂流出により周辺地盤の陥没が発生した場合に備え、埋戻し材や常温合材等の資材を確保する。

4 緊急時の体制等

災害発生時の職員の配置等を事前に計画するとともに、維持管理業者や協力業者への連絡体制を整備する。

また、下水道施設の応急的な処置を行うため、下水道施設操作マニュアル等を作成する。

第3 電力施設防災計画

【関西電力配送電機】

電力施設について、災害による被害を未然に防止し、また、災害発生時の被害を早期に復旧するための電力施設の整備及び諸施策について定める。

1 関西電力配送電機への取組

(1) 施設の保全及び耐震性の確保

1	変電設備	・主要機器の効果的な耐震構造化 ・構造物の耐震設計の採用
2	送電設備	・地中設備に係る不等沈下発生箇所の改修の実施 ・橋梁及び建物取付け部における耐震性管材料及び構造の採用 ・鉄塔の巡視・点検の実施 ・配電設備の地中化に関する総合的な都市整備と協調した計画的な整備の実施

(2) 電力の安定供給対策

1	通信設備の確保	・主要通信系統の2ルート化 ・健全回線への切替えによる応急連絡回線の確保 ・通信用電源の確保 ・移動無線応援体制の整備 ・近畿地方非常通信協議会加入による地方各機関との相互協力
2	電気施設予防点検	・電気設備に関する技術基準の定めに適合するように定期的に自社工場の巡視（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）、点検及び自家用電気工作物を除く一般の利用者の屋内電気設備の調査
3	気象台との連携	災害発生に関する情報について気象台等との連携、的確な情報収集及び伝達

(3) 台風・洪水・集中豪雨・高潮対策

1	変電設備	洪水、高潮災害予知地点における重点的な設備防護措置の実施
2	送電設備	台風等を考慮した支持物設計の実施
3	配電設備	電気設備に関する技術基準等による風水害対策の実施

(4) 雷害対策

1	変電設備	耐雷遮へい、避雷器の重点配置、適正な更新の実施及び系統保護継電装置の適正な更新の実施
---	------	--

2	送電設備	落雷を考慮した設備設計の実施
3	配電設備	襲雷頻度の高い地域における避雷器等の避雷装置の取付けの実施

(5) 塩害対策

1	変電設備	沿岸施設の恒久的耐塩設計の実施及び、定期的汚損測定、水洗、シリコン塗布による応急的措置の実施
2	送電設備	塩害を考慮した設備設計の実施及び、がい子洗浄の定期的実施
3	配電設備	耐塩用がい子、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等の取付けの実施

(6) 雪害対策

1	変電設備	雪を考慮した設備設計の実施
2	送電設備	難着雪電線の使用、保護網設備の取付け等の実施

(7) 公衆災害、二次災害の防止

1	電気工作物の適正管理を推進するため、以下の対策を実施 ・ 樹木接触、看板接触等による漏電防止の措置 ・ 引込巡視、定期絶縁検査の計画実施 ・ 不良電気設備（利用者の設備）の改修促進	
2	災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害を防止するため、平常時から以下の対策を実施し、利用者の防災意識の向上に取り組む ・ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びパンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点について電気事故予防PR活動の実施 ・ 自家用、特別高圧需給の利用者との連絡協調体制の確立、保安上の注意喚起の実施	

(8) 資機材の確保・整備

1	資機材の確保	本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、地理的条件を考慮して、災害対策用資機材等の必要数を確保
2	資機材の輸送	本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、輸送力確保のため、運送業者、航空業者その他と協調して輸送力を確保
3	資機材の広域運営	災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするために災害対策用資機材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、他電力会社と災害対策用資機材の相互融通体制を確立

(9) 防災訓練、防災教育の実施

1	訓練の種類	・ 情報連絡訓練 ・ 被害復旧訓練
2	訓練の方法	・ 全社規模における総合訓練 ・ 各級機関における総合又は部門別訓練 ・ 自治体等防災訓練への参加
3	従業員の防災教育	・ 関係法令集・各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催及び社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施

(10) 電力会社相互間の体制

電力会社相互間の広域運営体制は、全国を東、中、西の3ブロックに分け、それぞれの地域に協議会を設置するとともに、全国組織として中央電力協議会を設置している。

(関西電力配送電(株))は、中央電力協議会に参加するとともに、中部電力、北陸電力、電源開発とともに中地域電力協議会を組織)

非常災害時における被害に対し、広域運営の趣旨により、復旧応援要綱を定め、災害復旧、資材の相互融通、移動無線局の応援、復旧要員の応援、あっせん等を行い、電気工作物を早期に復旧し、社会に対する電気事業本来の責務を遂行できるよう対処する。

第4 ガス施設防災計画

【(一社)兵庫県LPガス協会】

ガス施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための取組について定める。

1 火災等の二次災害防止

ガス事業者の管理者等は、災害からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

2 (一社)兵庫県LPガス協会が行う取組

消費者が講じるべき災害への備えと、災害発生時の取扱いや緊急処置方法、注意点等を記載した災害対策チラシを作成し広報を行う。

また、以下の内容によりLPガス施設の防災体制の整備等を推進する。

(1) 防災システムの強化

1	集中監視システムの導入	・電話回線によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入 ・このシステムを、震度情報の収集、福祉の緊急通報システム(救急コール)にも活用
2	安全機器の取付け促進	・消費に係る安全機器(マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器)の普及率は、ほぼ100% ・災害時にLPガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及
3	地域防災事業所の設置	・本市は西播磨東ブロックに含まれ、ブロック内には、充てん所2か所、LPガススタンド2か所、容器検査所1か所の防災事業所が設置され、24時間即応体制を確立 ・各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための單車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話を整備

(2) 防災体制の整備

1	要員の確保	被害状況に応じて防災事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制を確立
---	-------	--------------------------------------

2	中核充てん所の設置	大規模災害時に特定の地域に LP ガスの供給が不足する事態にも安定的に LP ガスの供給を確保できるよう、県下 12 か所に中核充てん所（改正石油備蓄法第 14 条第 1 項により指定）を設置し、以下を実施 ・災害時石油供給連携計画の策定 ・LP ガス輸入業者及び近隣の他府県協会と共同で連携訓練の実施 ・LP ガス自家用発電機の配備 ・衛星携帯電話の配備
3	相互協力体制の確立	・（一社）兵庫県 LP ガス協会、（一社）大阪府 LP ガス協会、（一社）奈良県 LP ガス協会、（一社）京都府 LP ガス協会、（一社）和歌山県 LP ガス協会、（一社）滋賀県 LP ガス協会、（一社）福井県 LP ガス協会 で組織する「近畿 LP ガス連合会」の相互支援協定により大規模災害時の相互支援体制を整備 ・大阪ガス㈱と「ガス漏洩通報等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害を防止 ・（一社）日本コミュニティーガス協会近畿支部に設置された各府県防災会（近畿 2 府 5 県それぞれの府県に設置）との連携により、簡易ガス事業に関する災害対策を実施
4	防災訓練等の実施と参加	・各防災事業所にあつては、適時、風水害等を想定した防災訓練を実施 ・各ブロックで適時、風水害等を想定したブロック総合防災訓練を実施 ・県等が実施する防災訓練に積極的に参加

(3) 災害防止のための普及・啓発活動の実施

1	年間を通じ、県下各地で LP ガス使用家庭の主婦を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策を周知
2	兵庫県内で一定の被害が想定される場合、及び緊急対策放送が必要な場合等に、「災害時における LP ガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を㈱ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期に LP ガスの対応を周知
3	各防災事業所は、消費者に対し、災害時における LP ガスの緊急対応を周知
4	兵庫県及び県下の市区町に対する、大規模な災害発生時に都市部でのガス供給停止への備え ①災害支援協定の締結の促進 ②兵庫県内の避難所に指定されている小中高等学校に対し、災害発生時に炊き出しや発電等に利用可能な非常用燃料として、LP ガスを備蓄できる災害対応用バルクシステムの普及 ③各自治体が開催する各種のイベントに積極的に参加し、一般の消費者に対して、災害時に燃料の確保が容易な LP ガス自動車と LP ガス発電機を普及啓発

第5 電気通信施設防災計画

【電気通信事業者】

電気通信施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための各社の取組について定める。

1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組

(1) 電気通信施設の整備

1	豪雨又は洪水等により浸水のおそれがある地域に設置されている電気通信施設については、冠水を防ぐため、防水壁設置による水防対策を実施
2	局舎等建物については、防火扉の設置、煙感知器、ハロン消火設備の設置等による防火対策を実施
3	停電対策用予備エンジンの設置、長時間容量電池の設置等による非常用電源の確保を実施

(2) 電気通信システムの信頼性向上

1	主要な伝送路を多ルート構成あるいはグループ構成を確立
2	主要な中継交換機を分散設置の実施
3	通信ケーブルの地中化の実施

(3) 災害対策用機器

通信途絶防止用無線網及び災対機器の整備・拡充を図る。

1	応急復旧ケーブル
2	非常用可搬形デジタル交換装置
3	移動無線車、衛星車載局、ポータブル衛星局
4	移動電源車、可搬型発動発電機
5	排水ポンプ

(4) 広域災害時における応援計画

広範囲にわたる災害が発生したときに備えて、全国規模による動員、応急復旧用資機材の確保を図り、応急復旧及び災害復旧を素早く効果的にできる体制を整える。

(5) 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

1	訓練内容	・災害対策情報伝達演習 ・災害復旧演習 ・大規模地震の警戒宣言の情報伝達演習 ・大規模地震を想定した復旧対策演習
2	演習方法	・広域規模における情報連絡演習・復旧シミュレーション ・事業所単位での参集・情報伝達演習 ・防災機関における防災総合訓練への参加

2 KDDI(株)の取組

(1) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うこととする。また、主要な通信設備等については、予備電源を設置する。

(2) 通信網等の整備

災害時、通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、以下により通信網の整備を行う。

1	網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置
2	伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化

(3) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

(4) 防災訓練の実施

1	・防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、対策本部等の設置、非常招集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施 ・防災訓練の結果を踏まえ、防災体制の見直しと必要な改善の実施
2	・訓練は、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的な実施 ・国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加するなど連携を推進

3 ソフトバンクモバイル(株)及びソフトバンクテレコム(株)の取組

(1) 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように防災体制を整えとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施する。

1	停電対策	・基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置する。 ・重要拠点については燃料タンクを設置、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制を確立
2	伝送路対策	・ネットワークセンター間及び複数の基地局の通信を通す基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意し、通信が確保されるような対策を実施

(2) 自主保安体制の構築

1	対応マニュアルの徹底	速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備など）を確立
2	非常時体制の編成と連絡網の整備	災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成
3	災害対策用設備及び防災備蓄品の配備	災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材及び予備品などを確保

(3) 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直し及び改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練する。

第4節 交通関係施設の整備

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。

第1 道路施設予防計画

【姫路河川国道事務所・県龍野土木事務所・建設課・都市計画課】

道路施設管理者は、生活に必要な物資の輸送や通勤通学など、日常的な生活や経済の活動を支えるとともに、緊急時における移動や輸送のための動線を確保するために、安心して利用できる安全性・信頼性の高い東西方向と南北方向のバランスのとれた道路ネットワークの整備を推進するとともに、災害の発生するおそれのある箇所の点検を定期的に行う。

災害時において、沿道建物の倒壊及び火災により、避難者の通行、救急・緊急車両等の交通機能が阻害されないよう幹線道路網の整備を推進する。

市道路線数		2,131路線	都市計画道路	
実延長		763,963m	計画路線数	31路線
内	車道 5.5m 以上	152,199m	計画延長	72,620m
	車道 5.5m 未満	611,764m	改良済延長	43,475m
訳	橋梁	77橋（橋長15m以上）	整備率	59.9%

(1) 道路及び橋梁の被害の発生するおそれのある箇所の点検・調査

市管理の道路・橋梁のうち、被害の発生するおそれのある箇所の点検（地域における災害の特性に着目し、崩土及び落石防止等危険箇所）を重点的に実施する。

(2) 道路ネットワークの整備

都市計画道路による東西、南北方向のバランスのとれたネットワークの形成に努める。

(3) 維持補修及び改良

災害による被害の軽減を図るために、危険箇所については補修、改良を行う。

(4) 復旧用資機材等の点検・整備

災害発生時における道路・橋梁の被害・崩壊箇所を迅速に補修するために、復旧用資機材等の備蓄状況の確認、人員体制を確立する。

(5) 道路防災訓練の実施

災害発生時における被災情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び通行規制並びに道路利用者への情報提供及び速やかな復旧対策の実施が重要であることから実践的な訓練を実施する。

参照

別表－30

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準一覧並びに重要道路防災箇所

第2 鉄道施設防災計画

【西日本旅客鉄道株式会社（姫路駅）】

鉄道施設の災害防止については、線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害等の未然防止、被害の軽減及び早期復旧のために諸施設の整備を行う。

1 防災計画

災害を予防するため、おおむね以下の掲げる事項について計画を実施する。

1	橋梁の維持補修及び改良強化
2	河川改修に伴う橋梁改良
3	のり面、土留の維持補修及び改良強化
4	トンネルの維持補修及び改良強化
5	鉄道防備林の斜面整備点検
6	建物等の維持補修及び改良強化
7	風水害等に対する災害防止対策の確立
8	線路周辺の環境、条件の変化による災害予防の強化
9	その他防災上必要な整備改良

第3 海上交通防災計画

【第五管区海上保安本部姫路海上保安部】

1 船舶交通の制限

姫路海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

2 船舶避難の措置

姫路海上保安部、県、市は、津波による危険が予想される場合においては、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講じる。

第5節 その他災害の予防計画

防火対象物火災、林野火災並びに危険物、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物、放射性物質による災害の発生及び被害の拡大を防止するための予防対策について定める。

第1 防火対象物の火災予防対策

【たつの消防署】

1 予防査察の実施

防火対象物の予防査察を定期的実施し、火災危険箇所の改善指導を行う。

2 消防用設備の整備指導

火災の早期発見、初期消火のため消防用設備等の設置及び整備を指導し、維持管理の徹底を図る。

3 防火管理体制の強化

旅館、ホテル、病院等多数の者が出入りする施設の防火管理者講習会等を実施し、防火管理の徹底を図る。

4 防火思想の普及

防火団体を通じて防火知識の浸透を推進するとともに、事業所、学校、自主防災組織等を対象に防火講習会を行い、防火思想の普及を図る。

第2 林野火災の予防対策

【たつの消防署・防災関係機関】

1 気象情報の把握

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、気象情報を的確に把握し、予防に万全を期する。

2 巡回監視の実施

林野火災の多発期においては、巡視、監視等の警戒活動を強化し、火災の早期発見及び通報に努めるとともに、特に火災警報発令中においては、火気使用制限の徹底を図る。

3 広報活動

国、県等の林野関係機関と密接な連絡をとり、広報の時期、地域、対象者、媒体等について検討し、有効かつ強力な広報及び啓発を行う。

4 火入れ等の防火指導

1	・火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為をしようとする者は、西はりま消防組合火災予防条例第45条の規定による届出を行うよう指導する。 ・森林法の規定に該当する場合は、たつの市火入れに関する条例第2条の規定による申請を行うよう指導し、火災予防に万全を期する。
2	・森林に防火帯を設定するときは、事前に消防長と協議するよう指導する。
3	・林野火災が多発するおそれのある期間に限り、一定の区域について、焚き火又は喫煙を制限するなどの指導を行う。

第3 危険物施設等の保安対策

【たつの消防署・防災関係機関】

石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の爆発、火災あるいはこれら災害に伴う有毒ガスの発生は、市民に大きな被害を与えるおそれがある。そのため、これら危険物等の貯蔵・取扱い、運搬については災害の防止のために規制、指導及び予防査察を強化して安全対策の推進を図る。

1 予防査察の実施

火薬類の製造、販売、貯蔵をする事業所、LPガス等の製造、販売、貯蔵をする事業所、危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱いをする事業所及び放射性物質取扱事業所に対する安全の確保及び取扱いの適否を検査するため、定期的に立入検査を実施し、それぞれの基準に適合していない施設については、改善等の指導を強化する。

2 自衛防災組織

自衛防災組織等の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

3 保安点検の推進

危険物施設の保安点検の推進を図る。

4 防災教育

危険物施設の保安監督者又は取扱者に対し、保安に必要な教育及び防災に関する諸活動が円滑に行われるよう随時講習会等を開催し、保安意識の高揚を図る。

第2章 災害応急活動への備えの充実

災害が発生した場合に迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施するための備えを事前に行うことにより、被害を最小限にとどめる。

第1節 情報収集・連絡活動

情報の収集・連絡・分析体制を整備するとともに、多様な通信手段を確保する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

【各課】

風水害・地震等による被害が市の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実にできるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。

1 各課の情報収集・連絡体制の整備

1	各課は、「第3部 第1章 第1節 災害情報の収集・伝達計画」に定める情報収集・伝達を迅速確実に実施するために、事前に各職員の役割、手順及び使用する通信手段等を明確に定め、活動マニュアルを作成する。その際、夜間、休日等の場合においても対応できる体制の整備を図る。
2	マニュアルは、常に見直しを行い、実効性を高めるよう努める。

2 多様な情報収集体制の整備

防災行政無線、インターネット等の通信手段により、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

3 人材の育成・活用

1	各課は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、日頃から体制づくりに努める。
2	職員は、平常時から自然、社会、防災等の防災関連情報の収集、蓄積に努める。

第2 通信手段の確保

【各課】

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、通信路の多ルート化等による防災対策の推進並びに災害時の通信情報システムの研究開発の推進等を図る。

1 情報伝達体制の充実

兵庫衛星通信ネットワーク、防災行政無線設備及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の適切な管理運用を行い、災害発生時又はそのおそれがあるときには、インターネット、公共情報コモンズ等を通じて市民に迅速かつ正確に情報の伝達ができる体制の確立に努める。

また、外出中や放送が聞こえにくい市民に対して、気象情報や避難情報など携帯電話のメール機能を利用して伝達できる「たつの防災防犯ネット」や「防災行政無線の電話自動応答サービス」などの周知・活用に努めるとともに、ドライバーや観光客等にも配慮し、多様なメディアによる情報伝達に努める。

参照

別表-5 防災行政無線ネットワーク

2 災害時非常通信体制の充実強化

災害時等に加入電話、携帯電話が使用できない場合で、他の有線通信が利用することができない時、又は利用することが著しく困難な時に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。

県は、近畿地方非常通信協議会の活動等を通して、非常通信体制の整備充実に努める。

また、非常用電源設備の保守点検の実施、的確な操作の徹底を図る。

3 職員に対する通信施設の使用方法的習熟等

災害発生後直ちに通信機能を有効に活用できるよう、平常時から通信施設の使用方法的等について担当職員に習熟させるため、以下の体制等を整備する。

1	各通信施設の管理者を明確にし、管理者は初動体制等に留意して複数名の担当者を設定する。
2	各管理者及び担当者は、日常の点検、試験及び通信訓練等を通じて習熟を図る。
3	各管理者は、各通信系統の通信方法、通話試験方法、点検の実施方法等をマニュアル化する。

第2節 災害応急活動体制

災害発生後、迅速かつ的確に災害応急活動を実施するための体制及びこれを支える防災拠点の整備を図る。

第1 職員の体制

【各課】

災害はいつ発生するか分からないため、勤務時間外に災害が発生した場合の職員の非常参集・初動体制の整備を図る。

1 各職員

1	地震の震度等と配備体制の関係、自己に課せられた参集基準及び任務を十分に習熟のこと。
2	災害による被害のために参集が妨げられないよう、自宅建物の耐震性向上、家具等の固定、家族との連絡方法の確立等、必要な対策を実施する。
3	携帯用ラジオ、懐中電灯等、必要な携行品を事前に準備する。
4	公共交通機関の途絶時にも可能な限り迅速に参集できるよう、單車、自転車、徒歩等により参集するための経路を日頃から検討し、訓練等で確認を実施する。

2 災害対策本部員

「第3部 第2章 第2節 第2 組織及び活動」に示す災害対策本部員は、必要な判断及び指揮を行うために、日頃から本計画の全般を習熟するよう努める。

3 災害対策本部初動要員

1	・「第3部 第2章 第2節 第7 職員の動員及び配備計画」に示す初動要員は、初動体制時における参集場所、業務内容等を十分に習熟のこと。
2	・災害対策本部の各部は、初動体制時の初動要員の参集についてマニュアルを作成する。 ・訓練時は、マニュアルを用いて活動し、常に必要な見直しを実施する。
3	・転居等により初動要員となることが可能又は不可能となった場合はその都度、災害対策本部各部の班長となる担当課長を通じ、危機管理課に届け出る。

4 災害対策本部における各部

1	・災害対策本部の各部は、災害発生直後に必要な活動を事前に検討し、初動体制で活動を開始するためのマニュアルを作成する。 ・マニュアルは、関連部署で常に掲示する等、職員に周知を図るとともに、危機管理監危機管理課に報告する。 ・訓練時は、マニュアルを用いて活動し、常に必要な見直しを実施する。
2	災害対策本部の各部は、勤務時間外における部内の連絡網を整備する。

第2 他市町及び防災関係機関との連携体制

【危機管理課】

大規模な災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が極めて重要であるため、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携の強化を図る。

1 防災関係機関との連携

防災会議、その他の連絡会議、訓練等を通じて、日頃から防災関係機関と良好な関係づくりに留意する。

2 広域的な応援体制

1	・締結している相互応援協定に基づく訓練の実施等により、協定の実効性の向上を図る。
2	・近隣市町間のみならず、広域的な市町村間との相互応援体制の確立を推進する。 ・県単位での相互応援体制の整備を推進する。
3	・指定公共機関等と、日常の業務、連絡会議、訓練等を通じて、日頃から良好な関係を形成する。 ・災害時の協力協定等の締結を推進する。
4	・応援を受ける場合に備えて、必要な宿泊場所、執務場所、駐車場等の確保について事前に計画を作成する。 ・必要な事務手続等をスムーズに行えるよう、事前に要請・受入れ・調整の窓口を定め、必要な活動マニュアルを作成する。

参照

資料-2 西播磨地域災害等相互応援に関する協定

3 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制の整備

災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、県及び周辺市町と協力して、被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図る。

住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

4 受援体制

市は、関係機関や県外からの応援部隊が円滑に活動できるよう、応急・復旧期までを見据えた受援計画を事前に作成する。

受援計画に基づき、受援業務の指定、連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡体制、応援機関の活動拠点、応援要員や資機材等の配置体制について必要な準備を整える。

参照

資料-54 たつの市災害時受援計画

第3 コミュニティ施設の充実

【各施設所管課】

災害発生時の助け合い、協力の基盤となる市民が連帯し、協働する地域社会の形成を一層促進していくために、平常時から生涯学習やボランティア活動等を通じたコミュニティ活動を支援し、コミュニティ活動の基盤となる施設の充実を図る。

教育施設の整備	地区防災拠点である小学校及びその他の教育施設は、避難所等として地区の防災活動の拠点となるため、防災機能を拡充する。
---------	---

第4 資機材等の備蓄体制

【危機管理課】

災害発生直後に必要となる資機材等の備蓄体制の整備について定める。

1 資機材等の備蓄方針

災害発生時に救援・救護を円滑に図り、二次災害等の防止を行うため、必要な資機材を確保するよう努める。また、資機材の点検を定期的実施する。

2 資機材等の備蓄品目

以下の品目について、直接備蓄を行う。

応急対策物資	仮設トイレ
防災資機材	ヘルメット・手袋・投光機・拡声器・発電機・オイルジャッキ・スコップ・つるはし・バール・のこぎり・ロープ・リヤカー・担架・ワイヤー締め・ハンマー・斧・かけや・クリッパー・防塵マスク・防水シート・イーザータンク・救急セット・チェンソー・エンジンカッター等

3 備蓄計画と資材輸送

(1) 保管施設の整備及び拡充

現有施設の維持整備を図るとともに、地域防災拠点の整備に併せて、保管施設の拡充整理を図り、災害時に保管物を効率的、安全に使用できるよう適正な保管配置を計画する。

参照

別表－4 防災用資機材一覧

(2) 民間事業者との災害時における物資の協定に関する協定

被災時において、防災資機材などの各物資の調達がスムーズに行われるように、関連各民間事業者と協定を締結しており被災時には協定に則して調達する。

参照

資料 災害時における物資の供給に関する協定等

第3節 消防及び医療活動

消火、救助、救急及び医療活動を迅速かつ的確に実施するための事前の整備について定める。

第1 消防予防計画

【危機管理課・たつの消防署・たつの市消防団】

各種災害から市民の生命、身体、財産を守り地域社会の安全を確保するため、消防体制の充実と予防行政を推進し、災害を未然に防止する。

また、災害時における火災、救急、救助体制の充実を図る計画を策定する。

1 消防力の充実

本市は、密集市街地をはじめ、危険物を取り扱う化学工場、中小工場等の密集地域が数多く、風水害や地震時には、危険物の漏洩、家屋の倒壊等による大火の危険性が高い。

防災活動上においては、防火水槽の設置を継続して行うとともに、自然水利の活用を図る。

一方、危険物火災に対する化学消火薬剤を西はりま消防組合たつの消防署で備蓄するとともに、化学工場等でも消火薬剤の備蓄を推進する。また、市民の安全を確保するため、救急救助資機材の充実強化を図る。

そのほか、密集地における避難路及び消防車両の進入路を確保するため、都市空間の利用及び道路等の整備を進める。

2 消防団の活性化

施設・設備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層の団員の入団促進をはじめ、機能別団員・分団の制度導入を行うなど、消防団の活性化を推進し、育成を図る。

3 消防施設等の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて防災資機材を整備充実するとともに、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、救助機材及び防火水槽等の消防施設を消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき充実を図る。消防車両の整備状況は以下のとおりである。

＜消防車両の整備状況＞

(令和3年4月1日現在)

種 別	常 備	非 常 備	計
消 防 ポ ン プ 車	6	48	54
梯 子 車	2	—	2
救 助 工 作 車	1	—	1
救 急 車	7	—	7
指 揮 車	1	1	2
広 報 ・ 査 察 車	4	—	4
そ の 他	11	—	11
計	32	49	81

4 消防水利施設の整備

1	消火栓の増設	水道配管の改良工事等に伴う増設を実施する。
2	消火栓以外の水利の確保	防火水槽を公園等の地区防災拠点へ整備し、プール、井戸、河川の活用なども併せて多様な消防水利を確保する。
3	指定水利の確保	池、プール等消防用水として利用できるものは、所有者の承諾を得る等の方法を講じ、消防水利として確保する。

参照

別表－32

飲料水兼用耐震性貯水槽一覧

5 通信体制の確立

災害時に関わる情報は、施設、通信機能及び連絡網等あらゆる手段により迅速、的確に情報を収集し、消防活動に活用する必要がある。

6 出動計画等の充実

西はりま消防組合たつの消防署、たつの市消防団においては、大規模災害時における綿密な参集計画及び出動計画を作成するとともに、現場における活動計画をあらかじめ定める。

7 火災予防対策

災害時には火気使用設備器具、危険物、化学薬品等多くの潜在的な出火危険があり、これら出火危険に対する技術的な安全対策及び規制の強化により出火防止及び延焼拡大の防止に努めるとともに、事業所における安全管理体制の確立を図る。

また、市民による自主防災体制の充実、強化及び日常の火災予防において市民一人ひとりの防災行動力を高め、出火防止と初期消火体制の確立を図る。

8 水防・消防活動用資機材の確保計画

防災拠点、地域防災拠点については、防災用資機材の整備を進めるとともに、各地域においても消防団の資機材の充実を図る。

9 救出・救護対策

災害時には建物倒壊、落下物、パニック、火災等により広域的又は局地的に救助、救急事象が多発することが予測されるので、災害発生初期における救出、救助体制を整備し、防災関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制の確立を図る。

また、応急手当普及員の育成を通じ、市民の応急救護知識の普及及び技術の向上を図る。

10 避難対策

災害時における避難場所、避難道路周辺の安全確保を図るとともに、避難指示による円滑な避難のための広報活動を実施し、情報連絡体制の整備を強化する。

1 1 消防相互応援協定に伴う消防体制の確立

大規模災害や特殊災害に際し、個々の市町がその消防力をもって対応することができない場合に備え、広域的な消防体制を確立する。

このため、市町間等の相互応援協定の締結や、地方公共団体間の相互応援体制の確立し、また、消防力の広域的な運用をより迅速かつ効果的に行い、必要な人員・資機材を備えたシステムの円滑な推進を図るため、所要の措置を講じる。

1 2 消防団の充実強化

地域防災力の充実強化において、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、市は、消防団の充実強化を図るため、以下の事業を推進する。

(1) 消防団への加入促進

1	消防団員の処遇の改善（退職報奨金、出動手当等の引上げ、兼職の認めなど）
2	女性消防団員の加入促進
3	消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保
4	大学等の協力による消防団員の確保
5	住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

(2) 消防団の能力向上のための研修、訓練の実施

1	消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施
2	消防団員に対する教育訓練の実施（消防学校入校への支援）

(3) 消防団活動の安全管理マニュアルの策定

(4) 消防団の装備及び活動拠点施設の整備

1	消防団の装備の改善（情報機器、安全装備、救急活動用資機材）
2	消防団の活動拠点施設の整備
3	定めた備蓄の目標数量を達成した後は、備蓄の上積努力

第2 医療活動関係

【県龍野健康福祉事務所・健康課・たつの消防署・（一社）たつの市・揖保郡医師会】

1 初期医療体制の整備

(1) たつの市はつらつセンター

1	たつの市はつらつセンターは、災害時においても医療機能が維持できるよう、建物、機器等の耐震性を向上させるとともに、ライフラインの多重化等を推進する。
2	市内の医療機関と防災拠点等との情報、通信システムによるネットワーク化を図る。

3	夜間、休日等の災害発生時における医師、看護師等のスタッフを迅速に確保する体制を整備する。
4	トリアージを的確に実施するために研修等を実施する。
5	西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルに基づく医療ネットワークの確立を図る。
6	多くの患者を一時受入れ、処置の体制及び活動を計画し、マニュアルを作成する。

(2) 救護所

健康福祉部 健康課	1	日頃から県龍野健康福祉事務所及び(一社)たつの市・揖保郡医師会と連携を密にし、災害発生後速やかに救護所の開設を実施する。
	2	災害時にはたつの市はつらつセンターを医療情報指揮命令系統の拠点とする。また、はつらつセンターの一部(揖保休日夜間急病センター)が救護所として機能することを事前に市民に周知する。
	3	県龍野健康福祉事務所及び(一社)たつの市・揖保郡医師会と連携し、救護所で必要な薬品及び資機材を備蓄する。

(3) (一社)たつの市・揖保郡医師会

(一社)たつの市・揖保郡医師会は、西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルに基づく救護班の編成など初期医療に対応する体制を整備する。

2 応急医薬品等の確保計画

救護所で使用する薬品は、災害発生直後2日分を、たつの市はつらつセンターにおいて管理する。また、資機材は、救護所の設置を予定している各施設に分散保管する。

第4節 緊急輸送活動

災害時に交通を確保し、緊急輸送を行うことにより、他の応急対策活動を迅速に行うための事項について定める。

第1 交通の確保活動

【たつの警察署・各道路管理者】

1 緊急輸送道路ネットワークの整備

道路状況や防災拠点等をもとに、緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備を図り、大規模災害発生時の輸送手段の確保に努める。

広域的な緊急輸送道路ネットワークについては、本市の市役所等の防災拠点施設と兵庫県地域防災計画で指定されている緊急輸送路と接続できる市内緊急輸送路の検討、設定を行い、道路機能の保持及び沿道建築物の耐震化により道路閉塞の防止に努める。

緊急輸送路については、県地域防災計画の中で以下のとおり指定されており、優先的に復旧を行うものとする。

路線名・区間	
1	山陽自動車道（北区・三木市境～兵庫県岡山県境）
2	播磨自動車道（山陽自動車道 播磨 JCT～播磨新宮インター線 播磨新宮 IC）
3	一般国道2号（兵庫県たつの市揖保町門前 111〔門前前交差点〕～兵庫県赤穂郡上郡町梨ヶ原〔兵庫県岡山県境〕）
4	一般国道2号（太子竜野バイパス）（兵庫県揖保郡太子町山田 655-2〔姫路 BP 太子竜野 BP 境〕～兵庫県たつの市揖保町門前 111〔門前前交差点〕）
5	一般国道29号（兵庫県姫路市林田町下伊勢 607〔下伊勢ランプ交差点〕～兵庫県宍粟市波賀町戸倉〔兵庫県鳥取県境〕）
6	一般国道179号（兵庫県揖保郡太子町山田 655-2〔姫路 BP 太子竜野 BP 境〕～兵庫県佐用郡佐用町西大島〔兵庫県岡山県境〕）
7	一般国道250号（兵庫県姫路市飾磨区中島 3丁目 168〔中島 2丁目交差点〕～兵庫県赤穂市福浦〔兵庫県岡山県境〕）
8	姫路上郡線（兵庫県たつの市揖西町小神 7〔龍野新大橋西交差点〕～兵庫県赤穂郡上郡町竹万 29）
9	宍粟新宮線（兵庫県宍粟市山崎町船元 251-4〔山崎インター南交差点〕～兵庫県たつの市新宮町新宮 1044-1〔新宮三差路交差点〕）
10	網干たつの線（兵庫県たつの市揖保町門前 111〔門前前交差点〕～兵庫県たつの市龍野町富永 175〔富永交差点〕）
11	相生宍粟線（兵庫県相生市竜泉町 242-10〔竜泉交差点〕～兵庫県たつの市新宮町栗町 824-1〔栗町交差点〕）
12	竜野西インター線（兵庫県たつの市揖西町土師 993-13〔龍野西インター料金所〕～兵庫県たつの市揖西町小犬丸〔小犬丸交差点〕）
13	たつの相生線（兵庫県たつの市揖保川町大門〔国道2号交差点〕～兵庫県たつの市揖西町土師 2丁目〔龍野西インター前交差点〕）
14	門前鵜線（兵庫県たつの市揖保町門前 463〔国道2号交差点〕～兵庫県揖保郡太子町鵜 1324-1〔鵜交差点〕）
15	播磨新宮インター線（兵庫県たつの市新宮町光郡 2丁目〔相生宍粟線交差点〕～兵庫県たつの市新宮町角亀 84-1〔播磨新宮料金所〕）
16	小宅揖西線（兵庫県たつの市揖西町小神 7～兵庫県たつの市龍野町富永 581-3）

2 災害時の道路交通規制

道路管理者、たつの警察署は、災害時の交通規制実施の手順についてマニュアルを作成する。

3 道路啓開

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保のため建設業者との事前協定を締結しており、災害時は、協定に基づき建設業者と連携し、応急対策に当たる。

第2 緊急輸送活動

【たつの警察署・契約課・建設課】

1 緊急輸送計画

1	企画財政部 契約課	・災害発生直後の車両の配備方針を検討する。
2	都市建設部 建設課	・緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者等と協定を締結するなど体制整備を推進する。

2 ヘリコプターの利用

1	臨時離着陸場の 指 定	・施設の管理者と連携をとりつつ、ヘリコプター臨時離着陸場の候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する。
2	臨時離着陸場の 整 備	・災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び市民等に対する周知徹底する。 ・災害時の利用について協議する。 ・通信機器等の機材は、必要に応じ、当該地に備蓄を検討する。

参照

別表-29

ヘリコプターの着陸確保地一覧

3 広域輸送拠点

県が設定する西播磨ブロックにおける広域輸送拠点は、播磨科学公園都市（上郡町光都）である。

4 緊急通行車両等の事前届出

市は、公用車両の緊急通行車両等事前届出をたつの警察署を経由して、県公安委員会に届け出るとともに、同届出済証を保管し、災害時に備える。

緊急通行車両等の事前届出制度の概要は以下のとおりである。

(1) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、県と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施する。

(2) 事前届出の対象とする車両

県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、以下のいずれにも該当する場合に事前届出を受理する。

1	災害時において、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。
2	市が保有し、若しくは市との契約等により常時市等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(3) 事前届出に関する手続

事前届出の申請	申請者	緊急通行にかかる業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）
	申請先	当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会（県警察本部交通規制課及び警察署経由）
	申請書類	輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、市長の上申書等）
届出済証の交付		県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両等事前届出済証を申請者に交付

第5節 被災者等への的確な情報伝達活動

災害発生時に、被災者等に的確な情報を伝達し、又は相談等に応じるために、必要な体制及び施設等の整備に努める。

第1 被災者への的確な情報伝達活動

【危機管理課・デジタル戦略推進課・広報秘書課】

1 多様な情報提供システムの整備

1	災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、体制及び施設、設備を整備する。
2	たつの防災防犯ネットを通じて携帯電話のメールによる情報を提供する。
3	発災後の経過に応じて被災者に提供すべき情報を整理し、準備する。
4	日頃からインターネット通信、掲示板等、多様な情報提供手段を活用し、災害時の広報手段の多重化を実施する。
5	防災行政無線を活用した効果的な情報提供を行う。
6	緊急問い合わせ及び相談・広聴活動等総合的な情報提供システムを整備する。

2 広報活動

1	災害発生直後における緊急放送文案を事前に作成する。
2	テレビ・ラジオ・新聞等報道機関と、災害時の広報協力について事前に調整する。
3	災害発生直後における広報紙原案を作成する。
4	災害時における広報紙の配布手段、広報車による広報体制に関し、関係課と事前に調整し、その結果を市民に周知する。
5	ホームページによる広報を継続するため、災害時緊急ホームページを事前作成する。

第2 市民等からの問合せに対する対応

【広報秘書課】

1 緊急問合せへの対応

1	電話による市民等からの緊急問合せに対応するため、問合せ内容の処理、担当課への連絡、災害対策本部への報告等に関するマニュアルを作成する。
2	緊急問合せへの対応に必要な地図、資料等を事前に準備する。

2 相談・広聴活動

1	臨時総合相談所の設置・運営に関するマニュアルを作成する。
2	法務、税務等の専門相談所の設置・運営に関するマニュアルを作成する。
3	相談所を運営するに当たって県等他の関係機関と、事前に協力体制を整備する。

第6節 避難収容活動

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される災害の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「一時避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、市民に対して周知徹底を図る。

市が指定する指定避難所は、国における指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる施設として指定する。

第1 避難所の定義

【危機管理課】

1 避難所・避難場所等の目的と種類

1	一時避難場所	災害の危険が切迫した緊急時に安全が確保される一時的に避難する場所
2	津波避難場所	津波の危険が切迫した緊急時に安全が確保される一時的に避難する場所
3	津波避難ビル	津波に対しての安全性が確保された避難場所
4	指定緊急避難場所	円滑かつ迅速な避難の確保を図る施設又は場所で、災害の種類ごとに指定
5	指定避難所 (指定緊急避難場所)	災害の危険から安全を確保するため避難する場所であり、被災者が生活再建までの間、避難生活を送るための場所
6	二次指定避難所	指定避難所に入りきれないとき、一時的に避難する場所
7	福祉避難所	高齢者や障害者等の要配慮者が避難所生活を送れる機能を持った避難場所

第2 一時避難場所等の指定

【危機管理課】

1 一時避難場所

一時避難場所は、災害種別ごとに災害の危険が及ばない場所を指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定する。

一時避難場所の指定基準は以下のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努める。

1	管理条件	災害発生時に迅速に一時避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの
2	立地条件	異常な現象による災害発生のおそれのない安全な区域に立地しているもの
3	構造条件	安全区域外に立地する場合には、異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの

参照

別表－20 一時避難場所一覧

2 津波避難場所

津波避難場所は、一時避難場所と同様の機能とするが、その中でも地震による津波から避難が特に困難と想定される地域に対して、緊急的・一時的な避難施設である。

津波避難場所は、おおむね以下により選定、確保するよう努める。

〔選定基準〕

1	津波浸水想定区域及びその周囲区域において、場所や施設を指定する。
2	想定浸水深に応じて、浸水深以上の標高・高さを有する場所、及び建物の場合は、原則として鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りとする。
3	建物の場合は、耐震診断によって耐震安全性が確保されていること、又は新耐震基準（1981年（昭和56年）施行）に適合していることを基本とする。
4	収容基準は1人当たり1.0㎡とする。
5	避難誘導標識を設置する。

〔整備検討〕

1	津波避難場所にアクセスする避難路の機能を確保する。
2	津波避難場所が建物の場合は、施設内部の避難スペースまでのアクセスを確保するため、外部階段又は内部階段に通じる入口の鍵に地震発生時に自動的に解錠させる機能を付加するなどの対応を行う。

参照

別表－26	津波避難場所（御津地域）
別表－18	津波避難・標高看板設置場所一覧

3 津波避難ビル

津波避難ビルは、地震による津波に対して安全性が確保された防災上の重要な施設について指定を行う。指定されている施設は、たつの市民病院である。

4 避難路

避難路とは、避難所、避難場所へ通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の市民を迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した、又は整備する道路等をいう。

避難路は、おおむね以下により選定、確保する。

1	避難路は、避難所、避難場所に通じる道路又は緑道であること。
2	避難路の幅員は、避難行動の安全性の観点から、建築物の倒壊による避難路の閉塞が起らないように状況に応じた十分な幅員を確保するように努める。
3	災害時に一部不通となる場合に備え、代替となる避難路も配慮する。

5 一時避難場所等の周知

大規模災害時には、極めて混乱した状況の中で大量の市民等の避難が必要となる事態が予想される。このため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、事前に周知を図るため、以下の対策を講じる。

1	避難誘導標識の設置
2	一時避難場所等の案内板の設置・確認
3	一時避難場所等の夜間照明施設等の整備
4	ハザードマップ等の配布等の広報活動

参照

別表－19 避難場所案内板設置場所一覧

6 不特定多数の者が利用する施設

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第3 指定避難所（指定緊急避難場所）の指定

【危機管理課】

市は、災害対策基本法第49条の8の規定に基づき、災害対策基本法第49条の4「指定緊急避難場所」と第49条の7「指定避難所」は、相互に兼ねて指定する。

名称		定義	本市における名称
1	指定緊急避難場所	災害対策基本法第49条の4 防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、異常な現象の種類ごとに基準に適合する施設又は場所	指定避難所
2	指定避難所	災害対策基本法第49条の7 想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、基準に適合する公共施設その他の施設	指定避難所

1 指定避難所の指定基準

指定避難所は、地震等の災害による家屋の倒壊、消失など現に被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公民館など既存建築物に収容し、保護する。

指定避難所の指定基準は以下のとおりとする。

1	配置条件	指定避難所は、原則として自治会又は学区を単位として設置する。
2	規模条件	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設当たりの収容者数はおおむね数百人程度（1人当たりおおむね2.1㎡）までとする。
3	構造条件	速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもので、原則、耐震・耐火構造の公共建築物（学校、公民館等）を利用する。
4	交通条件	車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。
5	付加条件	避難行動要支援者の滞在を想定し、バリアフリー化やユニバーサルデザインにも配慮した整備、及び相談・介助等の支援体制に十分配慮する。

2 指定避難所の指定

市長が指定避難所を指定する場合の順位は、原則として以下のとおりとするが、立地条件や施設の耐震性を十分考慮する。

また、学校を指定避難所とする場合は、特に教育機能の早期回復に留意する。

1	市立小・中学校
2	県立高等学校
3	公民館
4	その他の公共施設（社会教育施設、福祉会館、文化・スポーツ施設等）
5	その他の民間施設（集会施設、体育施設、宿泊施設、寺社仏閣、社会福祉施設等）

参照

別表－21	指定避難所（指定緊急避難場所）一覧
別表－23	避難所収容範囲表

3 指定避難所の施設・設備の整備

1	指定避難所となる施設は、耐震（耐津波）、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、計画的な整備を推進する。
2	指定避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）計画的な整備を推進する。
3	指定避難所において、バリアフリー化や障害者向けトイレ、福祉避難室の確保など、避難行動要支援者が過ごしやすい環境の確保を図る。

4 二次指定避難所の指定

指定避難所の施設規模や地域からの距離などを勘案し、指定避難所への避難の一時的な退避先として市と地域が二次指定避難所を指定する。

参照

別表－22	二次指定避難所一覧
-------	-----------

5 指定避難所・二次指定避難所の周知

災害発生後の公共建築物が機能分担し、効率的に救援・救護等応急対策活動を実施するためには、指定避難所・二次指定避難所の周知が欠かせないため、以下の対策を講じる。

1	指定避難所・二次指定避難所の標識の設置
2	避難に関する地図等の配布等の広報活動
3	避難訓練の実施

6 福祉避難所

福祉避難所は以下のとおりである。

参照

別表－24 福祉避難所協定書締結先一覧

7 広域一時滞在への配慮

市長は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。その際には、施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所としてあらかじめ同意を得るよう努める。

市長は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

8 指定避難所管理運営体制の整備

1	指定避難所管理・運営マニュアル	・災害時における指定避難所の迅速かつ円滑な管理・運営を図るため、避難所管理マニュアル及び避難所運営マニュアルを活用する。 ・避難訓練等においてマニュアルを活用し、周知徹底を図る。
2	指定避難所管理運営体制の整備	・指定避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。 ・指定避難所開設期間が7日を超えることを想定し、避難所管理・運営体制を整備する。
3	指定避難所運営組織の育成	・指定避難所において、班編成を作るなど、自主防災組織等の協力を得た避難所運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。 ・自主防災組織等は、地域の居住者、避難行動要支援者に関する情報を本人の自主申告に基づいて把握するように努める。
4	指定避難所開設・運営訓練	・市、指定避難所管理者、自主防災組織等が連携した避難所開設、運営訓練の実施に努める。

参照

資料－30 避難所管理マニュアル

資料－31 避難所運営マニュアル

第4 応急住宅対策

【都市計画課】

1 応急仮設住宅

都市計画課は、応急仮設住宅を速やかに供給するため、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅が建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備する。

2 その他の応急住宅対策

都市計画課は、災害時に住宅の応急修理、障害物の除去等が速やかに実施できるよう、調査・実施体制を整備する。

第5 避難行動要支援者対策

【危機管理課・地域福祉課・児童福祉課・高年福祉課・地域包括支援課・幼児教育課・学校教育課】

市は、高齢者、障害者（児）、妊産婦や乳幼児等の要支援者に対し、「たつの市避難行動要支援者支援マニュアル」に則して体制整備を進め、災害時に迅速かつ的確な対応を図る。

1 現在の日常的把握

市は、現在民生委員・児童委員、訪問介護者、ボランティア、自治会等の活動を通じ、「避難行動要支援者支援マニュアル」に基づいて災害時に支援を必要とする者の把握に努め、毎年該当者の洗い出しと「災害時要配慮者基準台帳」（以下「要配慮者台帳」という。）及び「避難行動要支援者名簿」（以下「要支援者名簿」という。）の更新を行っている。

内容については、以下のとおりである。

1	情報の利用・提供と適用除外	- 市が保有する避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）登録情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき、その取扱いに留意して個人情報の利用及び提供を行う。 - 制度の周知に伴い、情報提供を拒否する個人情報非開示申出者については、本活動の適用を除外する。
2	個人情報利用・提供の概要	- 市は、庁内の危機管理課、地域福祉課、児童福祉課、高年福祉課、地域包括支援課、地域振興課の間で情報共有する「要配慮者台帳」を作成し、平常時において要支援者となることが予想される対象者を把握する。 - 同要配慮者台帳のうち、特に災害時の避難活動や生活支援を要すると見込まれる者を「要支援者名簿」掲載の要支援者とし、民生委員児童委員と協力して「避難行動要支援者登録台帳」（以下「登録台帳」という。）の作成に取り組む。 - 要配慮者基準及び基準台帳・要支援者名簿・登録台帳の整備管理は「たつの市避難行動要支援者支援マニュアル」による。 - 作成して情報提供の同意を得た登録台帳は、地元の自主防災組織に提供し、災害時の要支援者避難支援に活用する。

3	民生委員・児童委員との情報共有	- 市は、たつの市民生委員児童委員連合会と「避難行動要支援者名簿登録意向調査等業務委託契約書」を締結し、各民生委員・児童委員から「避難行動要支援者の個人情報利用に係る誓約書」の提出を受けたうえで、担当地域内の要支援者名簿に係る個人情報を提供する。 - 民生委員・児童委員は、提供を受けた要支援者名簿の情報に基づいて要支援者の実態を把握し、登録台帳の調整に努める。 - 調整した要支援者名簿及び要支援者の同意を得られた登録台帳は、市と民生委員・児童委員が共有し、厳重に管理する。
4	自主防災組織への情報提供	- 市は、要支援者から自主防災組織へ個人情報を提供することについての同意が得られた場合には、「避難行動要支援者の個人情報利用に係る誓約書」の提出を受けたうえで、当該要支援者が居住する地域の自主防災組織に対し、登録台帳及び「活動要支援者一覧表」を提供する。 - 自主防災組織は、提供を受けた個人情報については、厳重に管理しなければならない。

参照

資料-29

たつの市避難行動要支援者支援マニュアル

2 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

市は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿を作成する。

「避難行動要支援者名簿」の作成及び管理は、以下のとおりとする。

1	避難支援関係者となる者	消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者
2	避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
3	名簿作成に必要な個人情報	避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・郵便番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由
4	情報提供に際し、情報漏洩を防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置	市長は、名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

5	避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	・市長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市長は、市民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 ・市長は、必要な通知又は警告をするに当たっては、要支援者が第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。
6	避難支援等関係者の安全確保	指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

3 障害者への情報伝達方法の確立

市は、音声言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備に努める。

4 緊急通報システムの活用

市は、安心見守りコール（緊急通報システム）の円滑な運用を図るため、地域ぐるみの支援体制の確保に向け、システムを市民に周知し、活用を努める。

5 関係機関等との協力体制の確立

災害発生時の安否確認や救出のため、福祉関係組織や地域組織とのネットワークを活用できる体制の確立に努める。

6 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

市は、高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

7 社会福祉施設等との連携

1	福祉避難所の確保	・市は、社会福祉施設等と協定を結び、災害時に避難行動要支援者を受け入れるために必要な資機材、備蓄等を備えた福祉避難所の確保に努める。
2	社会福祉施設における災害対策	・市は、災害時に備え、連絡体制の確保、社会福祉施設等の稼働状況、要支援者の受入れ等について合同訓練を実施し、災害対策を促す。 ・社会福祉施設は、職員に対し災害時の対応を徹底するとともに、意識及び行動マニュアルの確立を図る。
3	研修会等の開催	・市は、社会福祉施設の求めに応じ、研修会等を開催する。
4	避難行動要支援者に配慮した食料・物資の確保	・社会福祉施設は、揖龍給食施設協議会福祉部会緊急時支援ネットワーク等を活用し、施設間での給食支援及び物資確保体制の整備を図る。
5	社会福祉施設等の対応力の強化	・市は、社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取組を進めるよう、啓発に努める。 ・社会福祉法人相互間の協力体制を構築するよう働きかける。

8 要配慮者利用施設等への安全対策の推進

(1) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に存する要配慮者利用施設の所有者又は管理者の義務

- ① 水害及び土砂災害に対し、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成。
- ② 水害及び土砂災害に対する避難訓練等の実施。

(2) 要配慮者利用施設に対する指示

- ① 市は、上記（1）について、計画を作成していない場合及び定期的な避難訓練が実施できていない場合には、必要な指示をする。

なお、当該要配慮者利用の所有者又は管理者が正当な理由がなくその指示に従わない場合は、その旨を公表することができる。

- ② 市は、区域内にある要配慮者利用施設に対して、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保するため、災害に関する情報及び避難情報の内容等を提供する。

参照

別表－44 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

第7節 孤立集落対策

市及び孤立する可能性のある住民は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることを予め知識として習得し、災害時に孤立集落の発生を覚知することは容易でないことを勘案した対応を検討する。

第1 孤立予想地区

本市における孤立予想地区は以下のとおりである。

集落名	集落種別	衛星携帯電話	ヘリコプターの駐機スペース	ホイストによる人員の昇降可否
岩見港	漁業集落	あり	なし	可
室津1区	漁業集落	あり	あり	可
室津2区	漁業集落		なし	可
室津3区	漁業集落		なし	可
室津4区	漁業集落	あり	なし	可
奥小屋	農業集落	あり	なし	可
牧	農業集落	あり	あり	可

参照

別表－7 衛星携帯電話等貸与先一覧

第2 孤立集落発生に備えた体制

【危機管理課】

市は、孤立集落発生未然防止及び発生に備えた環境の整備を行う。

1	・民間通信インフラが繋がらない場合に備えて、衛星携帯電話を貸与してある。 ・消防防災ヘリコプター等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。
2	・管轄する道路を、災害後遅滞なく道路の安全確認が実施できるように予め職員配置及び確認ルートを検討しておく。
3	・災害時には停電により生活に支障が出るとともに、災害状況を取得する方法がなくなることから、特に山間部においては、灯油やLPガス等の利用が多いことから、このような燃料を利用して発電できる機器の設置を予め検討しておく。
4	・孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに住民の救援・救助体制の整備に努める。

第3 孤立する可能性のある住民の役割

【危機管理課】

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、平常時から孤立に備えておく。

1	・7日分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。
2	・土砂災害警戒区域を把握しておく。
3	・孤立する可能性のある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう、平常時から訓練しておく。

4	・集落内のヘリポートはヘリの操縦士に明確に伝わるような道具を予め検討しておく。 ・道具がない場合に、身の回りのもので目印となるような知識を習得しておく（車両の発煙筒を利用する等）。
5	・孤立する可能性のある住民は情報収集用として電池式携帯ラジオを購入しておく。

第8節 帰宅困難者への対応

市は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援対策を進める。

第1 帰宅困難者の想定

【危機管理課】

本市には、事業所、学校、集客施設が立地し、日々通勤・通学者や旅行者等が流入、滞在している。

災害発生直後には、鉄道、バス等の公共交通機関が途絶又は運行停止することにより、本市以外に自宅のある者のうち、徒歩で帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが想定される。

また、帰宅困難者が多数発生した場合、以下のような事態が想定される。

1	帰宅行動に伴う混乱、公共交通機関等の運行情報入手に係る混乱
2	家族等との安否確認のための電話の集中による混乱
3	公共施設や民間施設における帰宅困難者の待機場所の確保
4	帰宅困難者向けの飲料水、食料、毛布等の調達

第2 帰宅困難者対策の推進

【危機管理課】

1 関係機関との連携による啓発

市は、平常時から鉄道会社、学校、事業者等の関係機関と連携し、市内への通勤・通学者等に対し、災害の発生に備えて家族との連絡方法（災害伝言ダイヤル、災害伝言板等の活用）、徒歩帰宅時に必要な備え、帰宅経路の確認等について、必要な啓発を図る。

2 災害時帰宅困難者への支援

災害時に帰宅途中で救援が必要になった者に対して、一時休憩施設や避難所への一定期間収容ができるように適正な体制を整備する。

また、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや避難行動要支援者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

第9節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

大規模災害が発生した場合に必要なとされる食料、生活必要物資等の備蓄・調達体制を整備し、供給できる体制を備える。

第1 食料、生活必需品等の調達・供給

【危機管理課・市民課】

1 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達方針

大規模災害時には、発災後3日間、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。

方針については、県地域防災計画において食料の備蓄は、下表のとおり計画されているため、これを踏まえ備蓄・調達の方針を定める。

食料、飲料水及び生活必需品等は、県による備蓄、事業者による流通備蓄、市民の備蓄、市の備蓄によるものとし、総合的な確保を図る。

■兵庫県地域防災計画の食料の備蓄方針

	県民による備蓄	行政による備蓄	
		市町	県
コミュニティ域又は小中学校区レベル	1人3日分 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	—
市町域レベル	—	被災者の1日分相当量 (現物・流通在庫備蓄)	—
広域レベル	—	—	被災者の1日分相当量 (現物・流通在庫備蓄)
合計	3日分	2日分	1日分

2 食料、生活必需品等の調達方針

(1) 食料

1	目標数量	・市民及び事業所は、3日分の食料を備蓄する。 ・市は、避難者（山崎断層帯地震発生時の想定避難者数9,942人）の2日分を現物備蓄（内1日分は流通備蓄を確保）する。
2	品目	・備蓄品目は、アルファ化米、乾パン、飲料水及び非常食等とする。 ・調達品目は、パン、おにぎり、缶詰、弁当、育児用調製粉乳、流動食等とする。ただし、品目によっては、幼児、女性、避難行動要支援者等対象者や用途を考慮する。
3	方法	・市は、防災拠点、地域防災拠点に備蓄する。 ・市は、食料の調達について、県とともに他の自治体との広域応援協力体制を整備する。 ・量販店と協定を締結し、流通備蓄の確保に努める。

参照

別表-4 防災用資機材一覧 2) 災害備蓄用品

(2) 生活必需品

1	目標数量	・原則、(1)食料の目標数量に準ずる。 ・市は、品目によっては、幼児、女性等対象者や用途を考慮して数量を見積る。
2	品目	・備蓄品目は、毛布、ブルーシート、懐中電灯等とする。 ・調達品目は、ほ乳瓶、生理用品、紙おむつ（大人用、小児用）、下着、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、乾電池等とする。ただし、品目によっては、幼児、女性、避難行動要支援者等対象者や用途を考慮する。
3	方法	・原則、(1)食料の方法に準ずる。

3 食料、生活必需品等の管理・配布体制の整備

1	食料及び生活必需品等の受取に関する方法を定め、市民に周知
2	食料、生活必需品等の搬送、管理及び配布の手順を計画し、マニュアルを作成

第2 応急給水

【上水道課】

1 飲料水の確保計画

市は、災害のために、飲料水又は医療用に適する水を得ることが出来ない者に対し、災害発生から3日以内は、1人1日3リットル供給することを目標とし、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置や備蓄倉庫への飲料水の確保等に努める。

2 応急給水用資機材の備蓄・調達

災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の低下に備え、資機材は分散して管理し、速やかに応急給水ができるようにする。

3 給水体制の整備

(1) 緊急貯留システム・給水拠点の整備

施設の復旧回復までの間、必要な応急給水のための、緊急時の給水拠点、運搬給水拠点、応急給水栓を整備する。

1	短期的対策	地区防災拠点等に、緊急給水拠点として「飲料水兼用耐震性貯水槽」を設置
2	中長期的対策	配水池に緊急遮断弁を整備し、水の確保を図るとともに、応急給水栓として活用できる消火栓を整備

(2) マニュアルの作成

災害時の活動マニュアルを作成する。

(3) 相互応援体制の確立

兵庫県水道災害相互応援に関する協定を締結している。また、民間企業の応援を得るため、たつの市水道工事業協同組合と応援協定を締結している。

応急給水の資機材は、他の市町との相互応援協定により点検・整備することとし、材料の規格統一を図る。

参照

資料－15 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(4) 広報活動の整備

通水の見通しや応急給水箇所に関する事項を広報するための体制を確立する。

第10節 自発的支援の受入れ

大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要である。そのため、平常時から災害ボランティア活動の受援体制の整備について定める。

第1 ボランティア受入体制の整備

【危機管理課・地域福祉課】

市は、大規模災害が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、以下の活動などについて、ボランティアの協力を得ることとし、受入体制の整備に努める。

1	災害情報、生活情報等の収集、伝達
2	避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
3	救援物資、資機材の配分、輸送
4	軽易な応急・復旧作業
5	災害ボランティアの受入事務

第2 災害ボランティアの活動環境の整備

【危機管理課・地域福祉課】

市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、平常時から社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図る。

また、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティアの活動拠点の整備、ボランティア活動資機材の整備、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化その他の環境整備に努める。

第3 災害時ボランティア活動支援

【危機管理課・地域福祉課】

市は、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、活動支援の基本的な考え方、災害時・平常時の対応・支援の内容を記載したマニュアルを関係機関と共有し、訓練等において活用を行う。

参照

資料-33

災害時ボランティア活動支援マニュアル

第11節 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動

災害が発生した場合に必要な遺体への対応、感染症対策、保健衛生等の活動を迅速かつ的確に行うための備えについて定める。

第1 遺体対応

【たつの警察署・環境課】

1	死体の調査等及び検視を実施するための体制を確立
2	遺体安置所候補場所を選定
3	火葬場の維持管理
4	他市町と火葬に関する協力体制の確立
5	広域応援の要請に関わるマニュアルの作成
6	柩、納骨壺、ドライアイスの調達計画の作成

第2 感染症対策

【県龍野健康福祉事務所・環境課・健康課】

1	災害時における感染症対策及び食品衛生監視・指導活動マニュアルを作成
2	災害時の衛生、安全に関わる事項について、市民への周知
3	避難所における衛生管理対策に関する計画の検討

第3 清掃・し尿処理

【環境課・下水道管理課・下水道施設課】

1	所管施設の被災状況及び必要作業量の調査方法についてマニュアルを作成
2	災害廃棄物（がれき）の一時保管場所の候補地を常に把握
3	し尿処理が必要となった場合の応援要請の内容（バキュームカー等）及び手続について、マニュアルを作成
4	仮設トイレの調達に関して、協定を締結するなど実効性の確保
5	災害時における水洗トイレ対策として、仮設トイレ以外の応急処理方法について検討

参照

資料-20 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

第4 保健衛生

【県龍野健康福祉事務所・健康課】

1	災害時の保健活動及び健康相談を適切に実施するため「災害時の保健師活動ガイドライン」を参考にマニュアルを作成
2	市民の自主的な健康づくりを促進する地域組織を育成するため、保健・医療機関と福祉等の各種団体と連携し、ネットワークづくりを促進

3	健康課は、防災生活圏における保健・医療・福祉の機関やボランティアと連携して、市民の健康増進、疾病予防に努める体制の確立
4	県龍野健康福祉事務所の保健活動は、「災害時の保健師活動ガイドライン」（兵庫県健康福祉部作成）に沿って実施

第5 井戸水等の確保

【危機管理課・環境課】

阪神・淡路大震災では、生活用水の確保に多くの市民が苦慮したことから、災害時に井戸水等を生活用水として利用できるよう、市内の井戸の分布状況等について関係機関と連携しながら調査し、災害時応急用井戸の登録数の増加を目指すとともに、市民への周知を図る。

1	災害時に市が保有する井戸を市民に開放
2	市が新たに施設を整備又は大規模な改修等を実施する場合は、可能な限り井戸を設置し、日常の雑用水として利用するとともに、災害時にも利用できるよう配慮
3	雑用水として、雨水、高度処理水、プールの水の利用方策等について検討

参照

別表－33 災害時応急用井戸登録一覧及び避難所用井戸設置一覧

第12節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

災害時に社会秩序を維持し、物価を安定させることにより、市民の生活を守るための事項について定める。

第1 社会秩序の維持

【たつの警察署・たつの消防署】

たつの警察署及び西はりま消防組合たつの消防署は、自主防犯組織、自主防災組織等市民の組織とともに、防犯パトロール等を実施するための体制を整備する。

第2 商業施設の早期開設支援

【商工振興課】

1	商工振興課は、商工会議所、商工会と連携し、量販店、商店街等の被害・営業状況の調査を実施するための体制の整備を図り、マニュアルを作成
2	商工振興課は、商工会議所、商工会と連携し、被災を受けた商業、サービス業の早期開設を支援するため、資金融資等の施策が迅速に行えるよう事前に計画を作成

第3 量販店等との協力体制

【商工振興課】

商工振興課は、発災直後の食料品、生活必需品等の調達及びその後の物価安定等に関する協力協定の締結を図る。

第4 防災営農計画

【農林水産課・農地整備課】

1 農業

1	土地改良事業の推進	用排水路、井堰、樋門等農業諸施設を恒久化する事業を推進する。
2	湛水防除	平常時より揖保南排水機場、成山排水機場、大正汐浜排水機場及び付帯排水樋門と一体管理を行い、揖保南土地改良区、苅屋土地改良区選任の操作人と連携し、排水機場の適切な運転に備える。
3	種苗の確保	農家ごとに、災害に備えて種苗の備蓄を徹底する。
4	農業用資材	農業用資材の販売、備蓄施設を把握し、運送方法を検討する。
5	病虫害防除	災害時の被害面積に応じて、必要とする農薬を農協及び市内業者を通じて確保する。

2 林業

1	種苗の緊急入手方法の事前調査
2	災害危弱に対する事前調査

第13節 教育対策

地域における防災活動の拠点となる教育施設の防災機能強化を図るとともに、日常活動を通じて学校施設等を核とした防災生活圏の形成を図る。

第1 教育施設の整備

【教育総務課・社会教育課】

1 学校施設の地区防災拠点化

学校施設を地区防災拠点として位置づけ、施設の耐震・耐火性の強化及び通信手段の確保等防災機能の拡充を図る。また、避難所として救援・救護活動が迅速にできる施設整備を図る。

2 学校施設の整備

学校施設は、国の施設整備基本計画に基づく施設整備計画を策定し、交付金等の活用により、地区防災拠点としての施設整備に努める。

3 社会教育施設の整備

社会教育施設は、耐震性、防災機能の強化を図るとともに、地区防災拠点として整備する。

第2 防災体制の強化充実

【学校教育課】

学校等における防災体制（訓練等）を見直すとともに、防災教育を教育課程へ位置づける。

1 防災計画の充実

1	学校施設等において、災害に対応した防災計画を作成
2	災害発生時に迅速に対応できる連絡体制の整備と、市民を含めた役割分担の明確化

2 防災訓練の実施

1	学校施設等において、災害に対応した防災訓練、避難訓練を実施
2	幼稚園、小学校、中学校（幼児、児童生徒及び保護者）を対象に災害種別ごとに対応した避難訓練の実施
3	発災時別対応（在校園時、登下校園中他）の計画を作成
4	学校等における防災訓練を実施 ・御津南こども園、御津小学校、御津中学校は、避難訓練の一部について津波警報発表を想定した訓練とし、3階以上の建物や津波避難場所への避難訓練を実施 ・自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、学校で学習している津波防災学習を想起させるとともに、できる限り訓練を実施

3 防災教育の推進

学校教育課は、学校防災マニュアルや校内研修パッケージなどの防災教育指導資料を活用し、教職員の研修に努める。

また、各学校園においては、副読本「明日に生きる」などを活用し、安全教育の一環として児童・生徒の発達段階に応じて防災対応能力の向上に努める。

1	幼児、児童生徒に防災に関する知識を修得させるため、副読本等を活用して防災教育を推進する。
2	災害に備え、防災訓練を通して避難など適切な行動が取れるよう指導する。
3	地域防災の視点を生かした防災教育を推進する。
4	小学校、中学校において、以下のことに配慮した実践的な教育を実施する。 ・過去の災害の実態を知ること。 ・災害が発生した場合の対処の仕方を知ること。 ・ハザードマップの作成を保護者、市民とともに取組、自分の家や学校、地域の様子を知ること。

第3 学校・家庭・地域の連携強化

【学校教育課・社会教育課】

学校施設、社会教育施設を地区防災の中核として位置づけ、防災活動の輪を広げる。

1 学校施設、社会教育施設を核とする生活圏の形成

乳幼児から高齢者まで、生涯学習と市民の交流の場として活用し、地域に開かれた学校園づくりを進めるなど、学校施設、社会教育施設を核とした防災生活圏の形成に努める。

2 PTA 活動の充実

PTA 活動の充実を図り、学校施設等と地域関係を深めるとともに、市民相互の交流を深め、災害発生時の自主的救援活動等の基盤形成に努める。

3 市民への啓発の推進

社会教育として、市民一人ひとりが災害に的確に対応できるよう、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と啓発に努める。特に災害発生時に自主的な救援・救護活動が速やかに行われるよう、日常的な啓発活動を行う。

第4 文化財の保護

【歴史文化財課】

1 予防対策

指定文化財については歴史文化財課が以下の対策を検討し、実施するほか、その他の文化財についても所有者及び管理者に対して対策を講じるよう啓発する。

1	建造物に対する耐震対策
2	美術工芸品に対する耐震対策
3	史跡・名勝に対する耐震対策
4	火災対策

2 事業計画

災害復旧とともに、市内に残る歴史的建造物等の保存のための調査等を進める。

第14節 災害復旧・復興への備え

災害からの復旧・復興を迅速かつ着実に進めるために、各種データの整備保全を行うとともに、復興対策の研究を推進する。

第1 各種データの整備保全

【各課】

復旧・復興の円滑化のため、あらかじめ以下の事項について整備を進める。

1 各種データの総合的な整備保全

1	建物、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存
2	地図情報システムによる各種データの一元管理体制の整備
3	被害調査の結果及びり災証明の発行方法のシステム化の検討

2 公共土木施設管理者の資料保全

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備する。

また、資料・データの被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2 復興対策の研究

【各課】

災害復興を円滑に推進するため、東日本大震災など大規模な災害について、復旧に関する以下の資料を蓄積し、大規模災害時における災害復興対策を検討する。

1	市民のコンセンサスの形成
2	企業の自立復興支援方策
3	復興過程における市民の精神保健衛生
4	復興資金の負担のあり方等

第 1 5 節 防災訓練及び防災要員の教育

市及び防災関係機関は、単独又は共同して各種の防災訓練を実施し、実践的な対応力を涵養するとともに、実施した訓練を評価し、課題を明らかにして改善を図ることで防災対策の充実強化する。

第 1 防災訓練

【危機管理課・たつの消防署・防災関係各機関】

1 防災総合訓練

市は、防災関係機関との協力・連携により総合的な防災訓練を実施し、防災活動に関する責任の自覚と、技能の向上を図る。

また、市民が参加しやすい訓練とすることで市民の防災知識の向上と防災意識の醸成を図る。

1	実施時期及び場所	実施時期及び場所は、防災関係機関と協議して決定する。 南海トラフ地震等の大規模災害を想定した防災訓練は年 1 回以上実施に努める。
2	参加機関	市、防災関係機関、市民
3	訓練想定	訓練想定は、自然災害、産業災害、南海トラフ地震災害等とするが、防災関係機関と協議して決定する。
4	訓練内容	災害対策本部の設置、情報の収集・伝達、災害広報、避難誘導、救出・救護、交通規制、救援物資の輸送、消防・水防活動、ライフラインの復旧等

2 個別防災訓練

市、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関等の防災関係機関は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して以下に掲げる訓練を実施する。

1	図上訓練	
2	実地訓練	職員の動員訓練
		情報の収集・伝達訓練及び本部運営訓練
		水防訓練
		消防訓練
		災害救助訓練及び避難行動要支援者、旅客者等に対する避難誘導訓練
		災害警備訓練
		救護訓練
		災害応急復旧訓練
		その他防災訓練
		国、県、その他関係機関の実施する訓練への参加

3 自主防災組織等の防災訓練

自主防災組織等は、市や消防機関の指導を受け、防災訓練の実施に努める。

防災訓練は、情報の収集・伝達訓練、消火訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、給食・給水訓練等について検討する。

4 防災訓練を行う際の交通規制

公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる（災害対策基本法第48条第2項）。

5 防災訓練の実施計画

防災訓練の実施に当たっては、以下の点に留意し、実施計画を作成する。

1	訓練を行うに当たっては、災害の規模及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も必要とする実践的な訓練となるよう工夫する。
2	訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 防災関係機関の職員に対する防災教育

【各課、たつの消防署、防災関係各機関】

1 防災機関の職員に対する防災教育

防災関係機関の職員の災害時における適正な判断力を養成し、各機関における防災体制を確立するため、以下の方法等により防災教育の徹底を図る。

1	講習会、研修会の開催
2	見学、現地調査等の実施
3	防災関係資料の配布
4	家屋の被害調査における家屋被害認定士の育成 ※家屋被害調査士の役割 ・災害時に市長より命じられ、即戦力として被害調査を行う。 ・被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。 ・常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。

2 防災機関の職員等の防災要員が習熟すべき事項

防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、以下の事項の習熟に努める。

1	各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
2	災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
3	各関係機関等との連絡体制と情報活動
4	関係法令の運用
5	災害発生原因についての知識
6	過去の主な災害事例
7	その他災害対策上の問題点

3 災害応急対策に係るマニュアルの整備

市は、地域防災計画を基本に、災害応急対策に係るマニュアルを整備し、防災訓練を通じて熟知するとともに、職員に対し災害時の各自の行動の周知徹底に努める。

4 防災上重要な施設が行う防災教育

「防災上重要な施設」とは、災害のおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは、被害を拡大させる施設及び災害が発生した場合に被害の拡大を防止する施設をいい、その管理者に対しては、災害対策基本法第48条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

(1) 管理者が行う防災教育

施設管理者等は、職員に対し、講習会や防災訓練等を通して、防災学習の徹底を図る。

(2) 防災関係機関が行う防災教育

西はりま消防組合たつの消防署及び他の防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

第16節 南海トラフ地震防災対策推進計画等の推進

東日本大震災などこれまで想定外とされた未曾有の大規模災害に備えるため、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、平成25年に改正された南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）に基づく国・県の取組を踏まえ、連携して防災基盤・施設等の緊急整備を推進する。

第1 南海トラフ地震防災対策推進計画の推進

【各課】

本市は、南海トラフ特措法第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されており、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、取組を進める。

1 兵庫県南海トラフ地震防災対策推進計画

県は、南海トラフ地震防災対策推進計画を地震災害対策計画第6編に策定し、災害予防に関する基本方針を定めるとともに、事業実施計画として「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」を策定している。

この他にも、津波からの防護及び円滑な避難を確保する基盤として、「津波防災インフラ整備5箇年計画」による津波対策の推進や、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画として、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画」「ため池整備5箇年計画」などが進められている。

2 本市の南海トラフ地震防災対策推進計画への取組

県の南海トラフ地震防災対策推進計画における減災目標を達成するため、県の事業実施計画である「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」と連携し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた減災対策を実施する。

また、関連する整備計画とも連携を図り、津波からの防護及び円滑な避難を確保する基盤整備や地震防災上緊急に整備すべき施設の整備を進める。

第2 地域防災基盤の整備

【各課】

1 地震防災緊急事業の推進

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づき県知事が地震防災緊急事業5箇年計画を作成するもので、その計画に定める事項のうち、市が実施する事業について推進を図る。

(1) 対象事業

地震防災緊急事業計画は、別途定める。

2 防災基盤整備事業の推進

我が国における災害態様は、地域における地理的、気候的条件や都市構造などの要因により多種多様に及んでおり、また武力攻撃事態等から国民の生命、身体及び財産の保護の重要性も増している。これらに伴い、大規模な災害や武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害が発生した場合における被害の軽減及び市民の安心安全確保に必要な地域の防災機能の向上が大きな課題となっている。

このため、地方公共団体が「災害に強い安全なまちづくり」を進めるため重点的に実施する必要がある防災基盤の整備を推進する。

(1) 対象事業

地域防災計画等との整合性を図りつつ、地方公共団体が地域の防災機能の向上等を目的として、計画的に行う防災基盤の整備事業である。対象となる主な事業は以下のとおりである。

(2) 概要

区分		事業例
1	消防防災施設整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、西はりま消防組合たつの消防署に整備される施設、防災情報通信施設等の整備に関する事業
2	消防広域化対策事業	消防広域再編に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設等の整備に関する事業
3	緊急消防援助施設整備事業	緊急消防援助隊の編成に必要な車両、資機材等の整備に関する事業

(3) 財政措置

計画に基づく事業については、防災対策事業債を充当し、その充当率はおおむね75%（特に推進すべき事業についてはおおむね90%）とする。その元利償還金の30%（特に推進すべき事業は50%）に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。

3 公共施設等耐震化事業の推進

地震防災対策特別措置法の趣旨を踏まえ、地震等の大規模な災害が発生した場合においても災害対策の拠点となる施設等の安全性を確保し、もって被害の軽減及び市民の安全を確保できるよう防災機能の向上を図るため、「災害に強い安全なまちづくり」一環として、公共施設等耐震化事業により公共施設の耐震化を推進する。

(1) 対象施設

地域防災計画上その耐震化を推進する公共施設は、以下の施設を対象とする。

1	地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
2	災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設
3	不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。）等

- ① 建築物については、原則として非木造の2階以上又は延床面積が200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。
- ② 耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を含むものとするが、当該施設の全部改築は対象としない。

(2) 財政措置

計画に基づく事業については、防災対策事業債を充当し、その充当率はおおむね90%とする。その元利償還金の50%に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。

第3章 市民の防災活動の促進

第1節 防災知識普及計画

市民等に対する防災意識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に関する事項を定める。

「災害の発生に備え、各自・各家庭等で自らが対策をとること」（自助）が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、自主防災教育の普及、徹底を図る。

第1 市民に対する防災意識の普及・広報

【危機管理課・たつの消防署】

1 市民に対する防災意識の普及

危機管理課、西はりま消防組合たつの消防署は、市民に対し、災害教訓の伝承について啓発、災害時における心得等、防災に関する知識の高揚を図るため、以下の方法により防災広報に努める。

1	防災関係資料（外国語によるものを含む。）による普及
2	広報紙による防災知識等の普及
3	講演会、出前講座による普及
4	標語、図画、作文等の募集による普及

2 防災知識の広報内容

1	市内の防災対策
2	災害に関する知識と過去の災害事例
3	災害に対する平素の心得 ・津波や地盤災害等周辺地域における災害危険性の把握 ・家屋等の点検、家具の転倒防止等室内の整理点検 ・家族内の連絡体制の確保 ・火災の予防 ・応急救護等の習得 ・避難の方法（避難所、避難路、避難場所の確認） ・標高表示板、避難施設看板の確認 ・食料、飲料水、物資の備蓄 ・非常持出品の確認 ・自主防災組織の結成 ・避難行動要支援者への配慮 ・ボランティア活動への参加等 ・たつの防災防犯ネットへの登録等

4	災害発生時の心得 ・地震発生時にとるべき行動（場所別） ・出火防止と初期消火 ・自宅及び周辺地域の被災状況の把握 ・救助活動 ・テレビ、ラジオ、防災行政無線等による情報の収集 ・避難実施時に必要な措置（災害用伝言ダイヤル「171」の活用） ・避難場所での行動 ・自主防災組織の活動 ・自動車運転中及び旅行中の心得等 ・災害の種類、規模、状況等から個々に臨機応変な判断及び行動の必要性
---	---

第2 市民に対する教育及び広報

【危機管理課】

危機管理課は、防災関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位、職場単位などで市民に対する防災教育を実施する。

教育内容は、以下のとおりである。また、教育方法は、印刷物、映像媒体、出前講座の実施など地域の実情に合わせて実践的な教育を行う。また、県、西はりま消防組合たつの消防署等との協力開催や助言などを要請し、教育及び広報を実施する。

1	東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
2	地震・津波に関する一般的な知識
3	地震が発生した場合における出火防止、初期消火・救助活動及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
4	正確な情報の入手方法
5	防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
6	各地域における津波危険予想地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
7	各地域における避難場所及び避難路に関する知識
8	避難生活の運営に関する知識
9	市民が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
10	住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
11	発生した災害の種類・規模・状況等による臨機応変な判断及び行動の必要性を啓発

第2節 自主防災組織等整備計画

防災組織の充実、市民の隣保共同の精神に基づく防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図るうえで重要であり、これらの推進により自主防災組織を育成する。

また、不特定多数が利用する施設、危険物等を製造、又は取り扱う施設若しくは保有する工場、事業所等においても自衛防災組織を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

第1 市民による自主防災組織

【危機管理課・たつの消防署・防災関係各機関】

1 自主防災組織の充実

自主防災組織は、組織力、防災力を向上するため、目的や活動内容などを規約で定めるとともに、災害時の役割分担などを設定し、訓練を行うことで組織の充実を図る。以下に組織編成等を示す。

編成上の留意事項	情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
自主防災組織内の編成	・女性の参加と昼夜別々の組織編成の検討 ・水防班、がけ崩れの巡視班等 ・事業所の自衛防災組織や従業員の参加 ・地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

2 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

1	風水害等防災に関する知識の向上
2	防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
3	地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設延焼拡大危険地域等）
4	地域における消防水利（消火栓、河川、井戸等）の確認
5	家庭における防火・防災等予防上の措置
6	地域における情報収集・伝達体制の確認
7	避難所・医療救護施設の確認
8	防災資機材の整備、管理
9	防災訓練の実施等

(2) 災害発生時の活動

1	出火防止と初期消火
2	負傷者の救済
3	市民の確認
4	情報の収集・伝達
5	避難誘導、避難生活の指導
6	炊き出し・給水
7	他地域への応援等

3 地区防災計画の作成

自主防災組織等が中心となって、地区の防災意識の醸成を図るとともに、地区全体の防災力を向上するため、地区防災計画（活動計画）の策定を促進する。

地区防災計画は、内閣府の地区防災計画ガイドラインにおいて、①計画の名称、②計画の対象範囲、③基本方針、④活動目標、⑤長期的な活動予定などを定めることが有用とされている。

4 自主防災組織の育成

市は、設置された自主防災組織等の組織力の強化と防災力の向上を図るため、組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言や講座等の開催など以下のような支援を行う。

1	啓発資料の作成
2	各種講演会、懇談会等の実施
3	各自治会等への個別指導・助言
4	各自治会等別の訓練、研修会の実施
5	顕彰制度の活用
6	活動拠点施設の整備
7	防災士講座の開催

5 自主防災組織活動助成金等の交付

市民の防災意識の高揚と防災活動の促進を図り、自主防災体制の確立に資するため、たつの市自主防災組織活動助成金等交付規則に基づき、活動助成金、消防器具助成金及び AED 設置助成金を交付する。

第2 企業等による自衛防災組織

【危機管理課・たつの消防署・防災関係各機関】

1 工場、事業所等における自衛防災組織の設置

大規模災害や事故が発生した場合、不特定多数が利用する施設、危険物等を製造、又は取り扱う施設若しくは保有する工場、事業場等は、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な被害発生が予想される。そのため、被害防止と軽減を図る自衛防災組織を編成し、あらかじめ防災計画を策定する。

2 自衛防災組織設置対象施設

1	中高層建築物、大規模小売店舗、旅館、病院等の不特定多数の人が利用する施設
2	石油類、高圧ガス、火薬類、劇毒物等の貯蔵、又は取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所

3	多数の従業員がいる事業所等で自衛防災組織を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設
4	雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛防災組織を設置することが必要な施設

3 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において適切な規約及び防災計画を策定する。

4 自衛防災計画

防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成する。

1	予 防 計 画	・ 予防管理組織の編成 ・ 危険物、劇毒物、指定可燃物等の点検整備 ・ 火気使用設備、消防用設備等の点検整備
2	教育訓練計画	・ 防災教育 ・ 防災訓練
3	応急対策訓練	・ 応急活動組織の編成 ・ 情報の収集伝達 ・ 出火防止及び初期消火 ・ 避難誘導 ・ 救出救護

5 自衛防災組織の活動

1	平 常 時	・ 防災訓練 ・ 施設及び設備等の点検整備 ・ 従業員等の防災に関する教育の実施
2	災 害 時	・ 情報の収集伝達 ・ 出火防止及び初期消火 ・ 避難誘導 ・ 救出救護

第4章 事業継続計画（BCP）の策定

第1節 事業継続の取組推進

事業継続は、企業・組織が災害などを含む何らかの原因で、被害を受け、あるいは、事業を継続するために必要な資源の確保が困難になっても、企業が存続していくための重要な業務を中断が許される時間内に復旧する。また、中断が許されないものは中断させない対応を事前に実施しておくことである。

大規模な災害が発生しても、地域経済が持続可能な社会としていくため、事業者への計画策定の指導及び実効性の確保を図る。

第1 事業継続計画（BCP）

BCP（Business Continuity Plan）とは、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成する。

計画の内容は、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

業務継続の取組は、以下の特徴をもっている。

1	行政運営に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
2	災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
3	各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
4	重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
5	重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
6	指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

第2 事業者のBCP策定の推進

【危機管理課・地域福祉課・児童福祉課・高年福祉課・地域包括支援課・商工振興課】

1 社会福祉施設等のBCP策定及び対応力の強化

社会福祉施設や福祉サービス事業者は、避難行動要支援者が入所者・利用者であるため、災害時の安全確保やサービスの早期再開が求められることから、県や関連団体と連携し、事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

2 事業者のBCP策定の推進

事業者がBCPを策定することにより、災害発生時においても、事業の継続や迅速な復旧が図られるほか、地域貢献・地域との共生を通じて地域の早期復興にもつながることから、県と連携し、事業者のBCP策定を促進する。